

平生町告示第62号

令和5年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年2月25日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和5年3月8日

2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

中村 一幸君

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和5年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和5年3月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第1号 平生町議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第6 議案第2号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 令和5年度平生町一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 令和5年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第15号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第22号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 予算特別委員会の設置
- 日程第32 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第1号 平生町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第6 議案第2号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 令和5年度平生町一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 令和5年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第15号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第19号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第25 議案第21号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第26 議案第22号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第23号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第28 議案第24号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第31 予算特別委員会の設置
日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

1番 中村 一幸君	2番 中丸 和則君
3番 中村 武央君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝夫君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 …………… 横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 金岡 泰史君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 友田 隆君 環境政策室長 …………… 山本 和也君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において細田留美子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第199条第9項の規定による令和4年度財務監査報告及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を求めた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

1月は行く、2月は逃げる、3月は去るの例えどおり、正月からあつという間に時が過ぎ、もう年度末、3月を迎えております。

3月に入り、寒さもずいぶん和らいでまいりました。日ごとに春が近づいてくるのが感じられ、桜の開花の便りももうすぐ聞かれるのではないかと思う今日この頃であります。

さて、新型コロナウイルスによる感染が広がりはじめて3年が経過いたしました。3年前のこの時期は、学校の一斉休業が始まり、先の見えない不安感が広がりつつあったと記憶しております。

8波を数えた感染の波も現在は収まりつつあり、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いを5月8日に2類相当から5類へ変更することを決定いたしました。

法の扱いが変わることで、ウイルス感染が収まっていくものではありません。マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、手洗いや手指消毒、三密の回避など基本的な感染対策は引き続き行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、町職員には業務継続の観点から当分の間、マスクの着用を求めることとしております。みなさまの御理解をお願いいたします。

先月8日、全国町村議会議長会第74回定期総会におきまして、自治功労者表彰が行われました。本町議会議員では、27年以上在職として、河内山宏充議員、15年以上在職として、岩本ひろ子議員と河藤泰明議員が受章されました。

この間の町政への御功労に敬意を表するとともに心からお喜びとお祝いを申し上げます。

そうした中、令和5年第2回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様全員の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政報告に入ります前に、本定例会に提案しております令和5年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況などについて、触れてみたいと思います。

政府は、1月に閣議決定した令和5年度の経済見通しにおいて、「世界経済の減速は見込まれるものの、物価高克服・経済再生のための総合経済対策の効果の発現が本格化し、人への投資や成長分野における官民連携の下での投資が促進されることから、実質GDP成長率は1.5パーセント程度、名目GDP成長率は2.1パーセント程度と見込まれる。」としています。

ただし、引き続き海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

そうした中で編成された令和5年度の政府予算案は、一般会計の歳出総額が前年度対比6.3パーセント増の11兆3,812億円で、過去最大となっています。特に防衛費は、6兆8,219億円、昨年度当初の1.26倍に膨張しており、社会保障費とともに、過去最大となっています。また、新型コロナウイルス禍や物価高、ウクライナ情勢に機動的に対応するため、昨年度と同額の5兆円を予備費に計上しています。

2月27日に衆議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、参議院に送られています。

続いて、県の予算についてでございます。

山口県は、2月14日に令和5年度当初予算案を発表しております。

一般会計の総額は、7,940億円で、前年度対比1.0パーセント増となっております。

7,900億円を超えるのは、平成14年度以来21年振りで、前年度当初予算を上回るのは3年連続、昨年12月に策定した総合計画「やまぐち未来維新プラン」に沿った新たな県づくりを本格的にスタートする予算となっております。

次に本町の予算編成について申し上げます。

第五次平生町総合計画に掲げる町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、それぞれ目標達成に向けて施策を展開、事業に取り組むこととしておりますが、本町の特性を活かして、町内外から「平生町に住んでよかった」、「平生町に住んでみたい」と思われるように愛着と好感を持たれる魅力あふれるまちづくりを推進していくこと、そして、持続可能な行政基盤を構築していくことの両立を図っていくことが重要であると考えております。

また、高度化、複雑化する行政課題やポストコロナに向けて変化する価値観に的確に対応し、まちが成長を続ける、未来を切り拓く取組を進めることが必要であることから、令和5年度予算編成テーマを「未来を拓き活力に満ちたまちづくり」と定め、少子化対策と地域資源を活用した地域ブランド戦略を重点施策と位置づけ、予算編成を行いました。

資料としてお示しした「令和5年度 当初予算の概要」では、令和5年度に取り組みます主な事業について、総合計画で決めました5つの基本目標ごとに整理しております。

まずは、1つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、イタリアーノひらお事業

に引き続き取り組むとともに、関係人口創出に向けた施策に取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、妊婦や産婦の支援をはじめ、子育て世帯への支援に重点的に取り組んでまいります。

3つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、こどもの医療費助成について対象年齢を拡充し、すべてのこどもが医療を無料で受けられるよう取り組んでまいります。

4つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、高潮ハザードマップの作成や樋門ポンプの整備などの防災対策に取り組むとともに、EVスタンドの設置、省エネ家電への買い替え促進などのグリーントランスフォーメーションに取り組んでまいります。

最後、5つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、引き続き自治体DXに取り組んでまいります。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど、新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

今年の年明けは、新型コロナ流行の第8波の只中であつたことを除けば、天候にも恵まれた穏やかなものとなりました。

年始の行事では、毎年1月4日に県下トップをきって行う消防出初式では、青空の下、3年振りに観閲行進と一斉放水が行われました。参加した団員はマスク姿ではありましたが、コロナ前と同様に堂々たる行進と日頃の訓練の成果を発揮した一斉放水を見せていただきました。

次に、複業人材の活用について報告いたします。

昨年の12月に株式会社アナザーワークスと連携協定を締結して複業人材を登用する実証実験を開始いたしました。1月19日にDXアドバイザー1名、広報アドバイザー1名に対して委嘱状を交付し、それぞれ業務を開始しております。

実証実験の期間は、6月末まででオンラインによるアドバイスを中心に本町の課題の解決に向けてサポートいただいているところです。

続きまして、防災アクションカードの作成について報告いたします。

大地震による災害発生時の初動対応力の強化を図るため、今年度、業務委託により防災アクションカードの作成に取り組んでいます。

防災アクションカードとは、役職や経験に関わらず誰であってもカードの指示どおりに行動すれば、災害対策本部の設置が行えるカード型の災害対応初動マニュアルのことで、1月28日に、委託業者の指導のもと防災アクションカード(案)を使用した災害対策本部初動訓練を実施しました。

訓練は、役場から2km未満に居住する職員を対象に行い、参加した職員から改善点について

相当数の意見があり、実効性の向上につながったものと思います。

防災アクションカードは、年度内に完成することとなりますが、来年度以降もこのカードを使用した訓練を重ね、初動対応力の強化を図り、大規模災害に備えたいと考えています。

次に、マイナンバーカード交付促進の取組についてです。

毎月2回、休日窓口を開設しておりますが、9月から2月末までの間は、各地域交流センター、商業施設、地域のまつり等に出向いて、出張申請サポート及びマイナポイントの申請支援を行ってまいりました。

今年度当初の交付枚数は4,435枚、交付率38.2%で、全国市区町村中、1,015位でしたが、これらの取組などにより、2月末現在の交付枚数は、3,611枚増の8,046枚、交付率70.7%となり、全国市区町村1,741団体中、301位となっています。

次に、今年度の新型コロナウイルス感染症対策事業について、御報告いたします。

今年度も新型コロナウイルス感染症への対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業を展開してまいりました。

当初予算から17の事業予算を計上し、その後、原油価格や物価の高騰が進む状況への対応などにより、3回にわたる補正予算により、さらなる事業展開を行ってまいりました。

主だった事業の進捗を御報告しますと、物価高騰対策特別定額給付金事業におきましては、8月から12月まで定額給付金の交付を行い、95.5%の給付率となりました。町内経済循環事業では、7月から9月までプレミアム付商品券の販売を行い、81.2%の人が商品券を購入されました。子育て世帯応援事業につきましては、8月に商品券を送付し、同月末には対象児童の1,365人に支給が完了しております。

年度末が近づいており、おおむね事業は計画に沿った進捗をしておりますが、すべての事業が遺漏なく実施できるよう取り組んでまいります。

続きまして、柳井地域の水道事業の広域化についてです。

柳井地域の1市4町ならびに2企業団は、平成29年6月30日に「柳井地域水道事業広域化検討委員会」を設立し広域連携を進め、これまでに水道メーターや薬品の共同購入、水道料金の窓口業務の共同化などに取り組み、経費の削減を図ってまいりました。

そして、更なる広域化を進めていくために、昨年度から2か年かけて、「柳井地域水道事業の広域化に係る基本検討業務」を発注し、検討委員会で協議を重ねてまいりました。

去る2月8日の最終協議において、柳井地域の安全で強靱な水道事業を継続していくためには、目標として、柳井地域広域水道企業団にこの地域の全ての水道事業が経営統合を行うという結論に至りましたので、御報告いたします。

今後、令和7年4月1日を目標とし、令和5年度から準備を進めてまいりますので、御理解、

御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、12月定例議会以降の教育行政について、御報告申し上げます。

1月20日に平生小学校、そして、2月18日に佐賀小学校で10歳を祝う会が行われました。多くの保護者の皆さんが見守る中、児童一人一人の夢が語られた後には、手紙の交換などが行われ、今年も感動的な場面を前にして、子供たちが自分の誕生がどれだけ家族に祝福され、健やかな成長が期待をされているのかを感じ取り、子供たち一人一人の自己肯定感の向上につながればと願わずにはいられませんでした。佐賀小学校では、10歳を祝う会と同じ日に「いってみよう まなんでみよう 佐賀小学校」と銘打って、地域の人を交えて授業参観やなわとび大会も併せて行われています。小規模校ならではの家庭的な雰囲気に包まれた一日になりました。

続きまして、令和4年度授業力向上実践研究についての取組です。12月の行政報告において、今年度平生小学校が県の指定を受け、実践研究を行っていることを御報告いたしましたが、年度末にあたり、この事業のまとめを改めて御報告いたします。

授業力向上についての研修は、平生小学校に限らず町内全ての小中学校で行っているところですが、町教育委員会としては、今年度の総まとめとして2月1日に平生小学校を会場に町内小中学校の管理職を含め、35名の教員が参加して授業改善に関する研修会を開催しました。そして翌週の2月10日には町教委が現在進めている授業づくりのベースとなる手引きであります「平生町授業スタンダード」の見直し・検討会を開催したところです。この会では学力向上推進リーダーや各校の研修主任などが参加し、令和5年度版の「平生町授業スタンダード」の素案を作成しています。その後素案の修正を重ね、2月24日開催の校長会を経て策定をしましたこのスタンダードは、新年度町内全教職員に配布して、学校においても校内研修に位置付けることとし、児童生徒の学力向上のために授業改善を引き続き進めるよう指導していくこととしています。

続きまして、社会教育関連の行事について御報告します。

まず、「令和5年二十歳のつどい」についてですが、昨年4月に民法の一部改正があり、成年年齢が18歳に引き下げられたため、この度「成人式」から「二十歳のつどい」に名称を変更し、1月8日に一堂に会して開催しました。式典では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため規模を縮小し、マスクの着用、検温、健康チェックシートの提出、座席の間隔を空ける等様々な感染対策を講じた上で開催をいたしました。対象者124名のうち80名の参加があり、当日は町長式辞、町議会議長祝辞、新成人の代表による「二十歳の誓い」に加えまして、小中学校の恩

師からの激励の言葉、「ふるさと平生の魅力PR抽選会」を行っています。

令和5年1月26日には文化財防火デーに合わせて白鳥神社で防火訓練を実施しました。消防への通報訓練、地元自治会のバケツリレー、町消防団第4分団の放水という内容で行いましたが、訓練終了後には白鳥神社保存会の協力を得て、県指定文化財白鳥古墳出土品の実物の公開も行いまして、地元住民が貴重な文化財に触れることができる機会にはなりました。

また文化財につきましては、この度般若寺所有の「木造聖僧坐像（伝恵慈和尚）」につきまして、令和5年1月30日に山口県文化財保存審議会が開催され、県文化財に指定することがふさわしいとの答申がまとめられ、間もなく県指定文化財となる見込みです。県文化財の指定は山口県報に告示されて初めて正式な指定となります。

また、今年度の平生中学校の「立志の集い」は、3月22日に規模を縮小し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて開催する予定でございます。

最後に、3月9日に中学校、17日に小学校、そして23日には幼稚園でそれぞれ行うことにします卒業式等についてです。国においてはマスクの着用ルール等緩和の方向に向かう中、文部科学省から卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方に係る通知が発出されています。そうした中で町教委では通知の内容等を参考にした上で、これまでの感染防止に係る対応は基本的には確実に継続する必要がありますことから感染リスクが高くなることがないように十分に留意しながら、今年度は来賓の幅を広げまして、町長と町議会議長にも御参加をいただき、子供たちの成長の姿を保護者の方々にお見せができる感動の卒業式を開催することとしております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 発委第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、発委第1号「平生町議会の個人情報の保護に関する条例」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤委員長。

○議会運営委員会委員長（河藤 泰明君） それでは、発委第1号「平生町議会の個人情報の保護に関する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、議会における個人情報の取り扱いが法律から適用除外とされることとなることから、議会における個人情報を保護するために執行機関の取

り扱いと差異が生じることのないよう本条例を定めるものであります。施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、同日といたします。つきましては、各議員におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第1号「平生町議会の個人情報保護に関する条例」は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第29、議案第25号「平生町市町総合事務組合の財産処分について」までの件を一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額は1億3,471万7,000円を減額いたしまして、予算総額は62億3,936万円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

24ページの情報通信費では、委託料及び負担金におきまして事業費の確定見込みにより、減額いたすものが主なものであります。

財産管理費では、支出見込みによる庁舎電気代の増額、委託料などにおける事業費の確定見込みによる減額のほか、財政基金への積立金を増額いたすものであります。

25ページから26ページにかけての地域振興費では、支出見込みにより減額いたすほか、事業者からの申請に基づき地方バス路線維持対策費補助金を新たに計上いたしております。

26ページの地域交流センター運営費では、平生まち・むら地域交流センター改修工事の事業費確定に伴う減額のほか、佐合分館改修工事の次年度での計上に伴う減額が主なものであります。

27ページにかけての新庁舎整備事業費では、委託料などにおきまして支出見込みにより、減額補正をいたすものであります。

27ページの特別定額給付金事業費は、実績見込みにより減額補正をいたすものであります。

28ページの戸籍住民基本台帳費では、委託料などにおきまして、支出見込みにより増額及び減額補正をいたすものであります。

29ページから31ページにかけての選挙費では、3つの選挙費につきまして確定見込みにより減額いたすほか、衆議院議員補欠選挙に要する経費を新たに計上いたすものであります。なお、衆議院議員補欠選挙につきましては、令和5年度へ繰り越すものであります。

31ページの社会福祉総務費では、繰出金におきまして国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、増額いたすものであります。

老人福祉総務費では、主に扶助費の老人保護措置費におきまして支出見込みにより減額補正いたすものであります。

32ページの福祉医療対策費では、扶助費の福祉医療費におきまして支出見込みにより減額補正をいたすものであります。

高齢者保健対策費では、繰出金におきまして介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、それぞれ減額いたすものであります。

33ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、支出見込みにより給付金を減額補正いたすものであります。

価格高騰緊急支援給付金事業費では、支出見込みにより給付金を減額補正いたすものであります。

児童福祉総務費では、支出見込みにより子育て世帯生活支援特別給付金を減額補正いたすものであります。

34ページの児童環境づくり推進事業費では、主に佐賀児童クラブ整備の事業費確定に伴う減額補正をいたすものであります。

児童措置費では、児童手当の支出見込みにより減額又は増額補正をいたすものであります。

35ページにかけての保育所運営費では、主に委託料の法人保育園保育につきまして支出見込みにより増額いたすほか、私立幼稚園施設利用負担金を減額補正いたすものであります。

35ページの保健衛生総務費では、柳井医療圏救急医療施設運営に要する負担金を減額補正いたすものであります。

36ページにかけての母子衛生費では、主に妊婦健康診査委託料やカンガルーノひらお妊婦応援事業給付金につきまして、支出見込みにより減額いたすものであります。

36ページから37ページにかけての予防費では、主に乳幼児予防接種や新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる経費につきまして、支出見込みにより減額いたすものであります。

37ページの環境衛生費では、支出見込みにより浄化槽設置整備事業費補助金を減額補正いた

すものであります。

38ページにかけての環境保全費では、実績により空家等実態調査委託料及び危険空家等除却促進事業補助金を減額補正いたすものであります。

38ページの労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度の寄託金を確定により減額いたすものであります。

39ページの農業振興費では、確定見込みにより名切オリーブファーム防除柵設置工事費を減額いたすほか、実績により農地確保事業などの補助金を減額補正いたすものが主なものであります。

土地改良事業費では、確定見込みにより農業水路等長寿命化・防災減災事業費を減額いたすものであります。なお、同事業につきましては、令和5年度へ繰り越すものであります。

40ページにかけての林業総務費では、実績見込みにより森林経営管理委託料を減額いたすほか、森林環境整備基金への積立金を増額いたすものが主なものであります。

41ページにかけての漁港建設事業費では、主に事業費の確定見込みによりまして工事請負費を減額補正いたすもので、漁港海岸保全施設整備事業につきましては、令和5年度へ繰り越すものであります。

また、繰出金におきまして漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして増額補正をいたすものであります。

41ページの商工総務費では、主に町内経済循環事業における商品券換金業務委託料につきまして、実績見込みにより減額補正をいたすものであります。

42ページの土木総務費では、主に住宅建築物耐震化促進事業補助金などを確定見込みにより減額いたすものであります。

43ページの道路橋梁新設改良費から44ページの港湾建設費までは、県事業負担金額を確定見込みによりまして、増額又は減額補正をいたすものであります。

44ページの都市計画総務費では、主に都市計画基礎調査委託料を確定見込みにより減額いたすものであります。

45ページの住宅管理費では、確定見込みによりまして工事請負費を減額補正いたすものであります。

下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

47ページの小学校費学校管理費では、支出見込みによる減額のほか、学校教育活動体制整備事業補助金を新たに計上いたしております。なお、同事業は令和5年度へ繰り越し、学校教育活動を支援してまいります。

48ページにかけての教育振興費では、主に支出見込みにより就学援助費補助金などを減額補正いたすものであります。

給食費では、主に支出見込みにより学校給食費負担軽減事業補助金などを減額補正いたすものであります。

49ページにかけての中学校費学校管理費では、支出見込みによる減額のほか、学校教育活動体制整備事業補助金を新たに計上いたしており、小学校と同様に令和5年度へ繰り越すものであります。

教育振興費では、支出見込みにより就学援助費補助金などを減額補正いたすものであります。

給食費では、主に支出見込みにより学校給食費負担軽減事業補助金などを減額補正いたすものであります。

51ページの阿多田交流館運営費では、特定寄附金の活用によります書棚の購入に要する経費を計上いたしております。

52ページから53ページにかけての災害復旧費では、農業用施設の単独事業費及び林業用施設の補助事業費を確定見込みにより減額するほか、土木施設において単独事業費と補助事業費を振り替えるものであります。なお、公共土木施設災害復旧にかかる補助事業につきましては、令和5年度へ繰り越すものであります。

54ページの公債費の元金につきましては、利率見直しに伴い増額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

12ページの町税では、法人町民税及び町たばこ税が当初の見込み額を上回ることから増額補正をいたすものであります。

14ページにかけての各種譲与税及び交付金につきましては、見込み額を踏まえ減額又は増額補正をいたすものであります。

14ページの地方交付税では、前年度に引き続き、国税の増収に伴う普通交付税の追加配分がなされ、増額補正を行うものであります。

分担金及び負担金につきましては、主に老人保護措置に置きまして収入見込みから減額補正を移たすものであります。

15ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源であり、事業費見込みや財源調整のため増額又は減額をいたすものであります。

なお、16ページの総務費国庫補助金における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては追加交付に伴う増額補正であり、コロナ対応にかかる特定の国庫補助事業における、地方負担の所要経費に対して交付されたものであります。

20ページの寄附金につきまして、一般寄附金では収入見込みにより「ふるさと納税」を減額補正いたすものであります。特定寄附金では新庁舎整備事業及び阿多田交流館にお寄せいただきました寄附金を増額補正いたすものであります。

公共施設整備基金繰入金につきましては、対象となる事業費の確定見込みによりまして、減額補正いたすものであります。

21ページにかけての諸収入では、高額療養費返還金につきましては福祉医療費の収入見込みにより減額補正いたすもので、雑入につきましては町内経済循環事業における商品券販売収入の確定見込みにより減額補正いたすほか、市町村振興宝くじ交付金の計上などが主なものであります。

22ページにかけての町債では、対象となる事業費の見込みによりまして、増額又は減額をいたしております。

前に戻りまして、7ページから8ページの第2表、繰越明許費につきましては、総務管理費の尾国簡易郵便局整備事業などに要する経費を令和5年度へ繰り越すものであります。

9ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の増額又は減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、55ページから57ページに給与費明細書、58ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。今回の補正額784万5,000円を増額いたしまして、予算総額は17億2,062万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。諸支出金の償還金につきましては、第三者行為による賠償金事務について、増額補正いたすものであります。国民健康保険事業基金積立金につきましては、保険基盤安定に要する経費を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。一般会計繰入金につきましては、主に保険基盤安定対策の確定見込みに伴い、増額補正いたすものであります。一般被保険者第三者納付金につきましては、賠償金の収入見込みに伴い、増額補正いたすものであります。

続きまして、議案第4号「令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。今回の補正額695万2,000円を減額いたしまして、予算総額は7億6,290万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページでございます。下水道管理費、下水道整備費ともに、支出見込みによりそれぞれ増額又は減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。下水道使用料につきましては、収入見込みにより減額いたすものであります。諸収入の雑入につきましては、過年度分消費税還付金の確定見込みにより増額いたすものであります。町債につきましては、事業ごとの適債性等を踏まえ、財源調整をいたすものであります。

戻りまして4ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものであります。4ページに第3表、地方債補正を、10ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第5号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。今回の補正額1,000円を増額いたしまして、予算総額は1億2,266万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。漁業集落排水施設管理費では、使用料の電波利用料につきまして、支出見込により増額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。諸収入の雑入につきましては、過年度分消費税還付金の確定見込みにより増額いたすものであります。町債につきましては、事業ごとの適債性等を踏まえ、財源調整をいたすものであります。

戻りまして4ページの第2表、繰越明許費につきましては、処理施設改築事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものであります。4ページに第3表、地方債補正を、9ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第6号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は82万5,000円を減額いたしまして、予算総額は2,359万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。報酬におきまして、出務回数によります支出見込みから減額補正をいたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。負担金の減額と繰入金金の減額により財源調整をいたすものであります。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第7号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額5,710万3,000円を減額いたしまして、予算総額は13億7,296万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。介護認定審査会費では熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金を減額補正いたすものであります。10ページからの保険給付費におき

ましては、給付見込みにより増額又は減額いたすものであります。12ページの基金積立金では、社会保険診療報酬支払基金の過年度精算金を積み立てるものであります。13ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では支出見込みにより増額補正いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。6ページの介護給付費国庫負担金、国庫補助金の調整交付金、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、財源調整いたすものであります。国庫補助金、県補助金の地域支援事業交付金などにつきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の見込みにより増額いたすものであります。8ページの基金繰入金につきましては、対象事業費の減額に伴い、減額補正いたすものであります。

なお、15ページから給与費明細書を添付しておりますので御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第8号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額556万4,000円を減額いたしまして、予算総額は、2億8,323万7,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、主に保険基盤安定に要する経費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正いたすものであります。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を10時といたします。

午前9時50分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、議案第9号「令和5年度平生町一般会計予算」につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、令和5年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに前年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせて御覧いただきたいと思っております。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますのであわせて御参考に供していただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は、58億300万円でありまして、前年度比1億1,000万円、1.9%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

38ページからであります。

議会費につきましては、6,634万3,000円で前年度比156万8,000円、2.4%の増加であります。

40ページからの総務費は、10億8,436万5,000円で前年度比7,041万4,000円、6.1%の減少となっております。新庁舎整備事業費の減額が主な要因であります。

一般管理費では、国の地域防災マネージャー制度を活用した防災専門職員の配置に要する経費を人件費に計上いたすほか、自治大学校での研修を受講する経費を、旅費及び負担金に計上いたしております。

また、職員の労働環境改善につなげるため、勤怠管理システムの導入に要する経費を使用料に計上いたしております。

43ページからの情報通信費では、委託料におきまして、堅ヶ浜、宇佐木、大野、曾根の各交流センターへのフリーWi-Fi設置や高齢者向けのスマートフォン講座の開催、機能拡充を踏まえた町ホームページのシステム更新など、デジタル社会の基盤整備に要する経費を計上いたしております。

また、SNSを活用した電子申請システムや申請時の手書き負担を軽減する申請書作成支援システムの導入により、マイナンバーカードの利用機会を増やすとともに、住民の利便性の向上を図るほか、会議のペーパーレス化や連絡ツールの導入、報償費のデジタル専門人材の活用により行政運営の効率化に取り組むことで、本町のDXを推進してまいります。

45ページからの財産管理費では、グリーントランスフォーメーションの取組として、公用車への電気自動車導入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

また、Jアラートによる緊急情報受信時に、町の防災行政無線を自動起動させる装置の更新に要する経費を修繕料に計上いたすほか、公共施設の老朽化対策の財源確保として公共施設整備基金への積立金を引き続き計上いたしております。

47ページからの地域振興費では、新規事業として、関係人口の創出を目的とした「イタリアーノひらおシティプロモーション事業」に取り組むこととし、SNSやプロモーションビデオの作成、イベントの開催により平生町の魅力を発信するほか、広島市立大学との連携によるアート活動で地域活性化を図ります。

また、地域力創造アドバイザーを活用し、地域活性化に関する知見やノウハウを学ぶ人材育成事業などにも取り組むこととし、これらの事業に要する経費を委託料に計上いたしております。

また、イタリアーノひらおのPRを推進するため、雑誌記事等を活用した新たな媒体を用いた情

報発信に要する経費を、需用費の広告料に計上いたしております。

そのほか、地域コミュニティ協議会への支援、集落支援員の配置に要する経費、宝くじ助成事業を活用した地域コミュニティ活動への助成事業などを引き続き計上いたしております。

また、地域旅客運送サービスを持続的に提供するため、地域公共交通活性化協議会による地域公共交通計画の策定に要する経費として、同協議会への負担金を計上いたしております。

49ページからの交通安全対策費では、地域の安全対策として通学路へのガードパイプの設置に要する工事請負費や街路灯設置費補助金を計上いたしております。

また、安全で安心なまちづくりと環境負荷を低減するために策定した整備計画に基づき、計画的に街路灯のLED化を進めてまいります。

50ページからの地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した、堅ヶ浜地域交流センターの事務室改修や佐賀地域交流センター佐合分館のトイレ改修のほか、曾根地域交流センターの駐車場整備に要する経費を計上いたしております。

52ページの新庁舎整備事業費では、進入路及び駐車場の整備、屋外トイレ棟及び連絡通路の施工のほか、EVスタンドの設置に要する経費を計上いたしております。

53ページからの賦課徴収費では、新規事業として、個人住民税の特別徴収税額通知を電子化し、デジタル化による事務の効率化を図るほか、地方税共通納税システムに対応するため、督促はがきをQRコード対応の納付書への変更に必要な経費を、主に委託料において計上いたしております。

また、令和3年度にデジタル化した地籍図を、高い精度で維持管理していくため、データ更新作業に必要な経費を計上いたしております。

55ページからの戸籍住民基本台帳費では、戸籍の氏名への読み仮名記載に対応するためのシステム改修に必要な経費を計上いたしております。

56ページからの選挙費では、予定されております県議会議員選挙、町議会議員選挙、衆議院議員補欠選挙の執行に必要な経費を計上いたしております。

62ページからの民生費は、17億2,759万5,000円で前年度比7,780万2,000円、4.7%の増加となっております。

障害福祉サービス費、後期高齢者医療療養給付費などの増額が主な要因であります。

社会福祉総務費では、社会福祉協議会からの要請に応え、同協議会と連携して地域福祉を支える担い手の育成や協働のシステムづくりに取り組む、地域福祉推進体制強化事業に必要な経費を、補助金として計上いたしております。

そのほか、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

63ページからの老人福祉総務費では、緊急時におけるひとり暮らしの高齢者等の通報体制に要する経費のほか、敬老会行事に対する補助金などを計上いたしております。

64ページの福祉医療対策費では、保険適用医療費の自己負担分を助成する経費を計上いたしております。こども福祉医療費では、これまで、御理解をいただきながら、対象を中学生までとしておりましたが、令和5年4月1日から18歳までが無料で医療を受けることができるよう、子育て支援の充実を図ってまいります。

65ページからの障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の9割以上を占めており、意思疎通支援事業や日常生活支援事業のほか、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

67ページからの高齢者保健対策費では、高齢者の保健事業と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じて、きめ細かな支援を引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成のための経費、後期高齢者医療療養給付費負担金や介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

68ページからの児童福祉総務費では、次期子ども子育て支援事業計画策定のための基礎資料にするために実施します、子育て支援ニーズ調査に要する経費を計上いたしております。

69ページからの児童環境づくり推進事業費では、放課後児童クラブのICT化、また、地域の子育て支援拠点であります福祉センターの改修等にかかる事業費を計上いたし、子育て支援の充実を図ってまいります。

71ページからの保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。佐賀保育園の床の改修等を行い、適切な施設維持管理を進めてまいります。

73ページからの中央児童館運営費では、和式トイレの洋式化及び集会室の床の改修を行い、児童の快適な学習環境の整備を図ります。

75ページからの衛生費では、4億3,991万1,000円でありまして、前年度比4,020万6,000円、10.1%の増加となっております。

保健センター改修事業、周東環境衛生組合負担金などの増額が主な要因であります。

保健衛生総務費では、柳井医療圏の産科、小児科の医療提供体制を維持していくために総合病院に財政的支援を行う医療提供体制支援事業の負担金を計上いたしております。

また、柳井地域広域救急医療事業や救急告示病院運営費、柳井医療圏救急医療施設運営費等を引き続き計上いたしております。

76ページからの母子衛生費では、新規事業として、安心して出産・子育てができるよう、伴走型支援の充実と経済的支援を一体的に実施する国の「出産・子育て応援事業」に要する経費の

ほか、町単独事業として、乳児を養育する保護者に対し、紙おむつ等の育児用品購入費用を支給する「カンガルーノひらお育児応援事業」に要する経費を、主に交付金としてそれぞれ計上いたしております。

また、「出産・子育て応援事業」における、申請等にかかる対象者の負担軽減を図るため、現行の母子手帳アプリの機能拡充に要する経費を委託料に計上いたしております。

そのほか、妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て世代包括支援センターの運営に要する経費を引き続き計上いたすほか、乳幼児健康診査や妊婦健康診査、産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化するため産後ケア事業に要する経費を計上いたしております。

また、家族の支援がない妊産婦への相談及び家事支援を民間事業者にお願いする産前産後サポート事業に引き続き取り組んでまいります。

77ページからの予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費のほか各種予防接種にかかる経費を引き続き計上いたしております。

78ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要額を計上いたしております。

79ページからの保健センター運営費では、施設の長寿命化を図る観点から、屋根などの大規模な改修に要する経費を計上いたしております。

80ページの環境衛生費では、省エネ性能の高い家電への買い替えを促進し、地球温暖化対策の家庭からの推進を目的としました「省エネ家電等買換え促進事業」に要する経費を、地球温暖化対策推進基金の活用により計上いたしております。

81ページにかけての環境保全費では、鳥獣被害対策実施隊の報酬をはじめ、有害獣防除柵設置事業費や鳥獣被害防止対策事業費などを引き続き計上いたしております。

81ページからの清掃費は、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであり、周東環境衛生組合につきましては、設備改修にかかる事業費の増額に伴い、負担金が増加しています。

83ページの労働費は、424万8,000円でありまして、前年度と同額となっております。

84ページからの農林水産業費は、2億773万9,000円でありまして、前年度比9,140万3,000円、30.6%の減少となっております。漁業集落環境整備事業への繰出金及び農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額が主な要因であります。

85ページからの農業振興費では、新規事業として、地元農業高校との連携により、オリーブの特産品化に向けた研究を行うオリーブ特産品研究事業に取り組んでまいります。

また、就農前準備研修事業として新規就農者の就農開始までの研修期間中に要する経費を計上

いたしております。

86ページの畜産業費では、旧柳井地域屠畜場の解体に要する経費を計上いたしております。

87ページからの土地改良事業費では、主に農道の整備や老朽化した用排水路の整備等を行う単独土地改良事業に要する経費を工事請負費に計上いたしております。

88ページからのひらお特産品センター管理費では、生産者に対するイタリア野菜の種子代金を補助する経費を引き続き計上いたしております。

89ページからの林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税活用事業として、繁茂竹林伐採に対する補助を行うほか、大星山登山道の改修工事を行うこととしております。

また、森林環境譲与税を活用し、町内民有林の適切な管理を引き続き進めていくための経費を計上いたしております。

91ページの水産業振興費では、漁業研修終了後、漁業経営を始めた就業者に対し、経営安定のための支援を行う所要の経費を計上いたしております。

また、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業及び新規漁業就業者募集活動等にかかる経費を漁協に対し引き続き助成するほか、光・熊毛地区栽培漁業センターのストックマネジメント計画に基づき施設の修繕に要する負担金を計上いたしております。

91ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として陸閘等を設置する胸壁工事に係る経費を計上いたしております。

93ページからの商工費は、5,169万2,000円でありまして、前年度比1,364万3,000円、35.9%の増加となっております。丸山海浜パーク改修事業の増額が主な要因であります。

商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費や「ひらお産業まつり」への補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費者問題の相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に設置する柳井地区広域消費生活センター運営費に係る経費を引き続き計上いたしております。

94ページからの観光費では、新規事業として、丸山海浜パークのトイレ及びシャワー室の改修を行う丸山海浜パーク利用促進事業を行い、アフターコロナを見据え、町内外からの利用者の増加を図るものであります。

また、継続事業として観光協会への補助金支出や、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として広島広域都市圏での取組に要する所要額を引き続き計上いたしております。

なお、イタリアーノひらおの観光PR及びオリーブの特産品化に向けた業務を行う地域おこし協力隊員に係る経費につきまして、地域振興費から観光費に振り替えて計上いたしております。

96ページの土木費は、9億1,058万6,000円でありまして、前年度比1億

1,555万2,000円、14.5%の増加となっております。道路橋梁補修事業費などの増額が主な要因であります。

土木総務費では、町道の更新箇所にかかる道路台帳の修正に要する経費を計上いたしております。

97ページからの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修事業としまして、町道法面改修や橋梁の点検・補修のほか、維持管理計画に基づく道路の長寿命化を図るための舗装改修などに要する経費を計上いたしております。

98ページからの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要額を計上いたすほか、県道路改良事業に要する負担金を計上いたしております。

99ページからの河川維持改良費につきましては、新規事業として、野島地区の浸水被害を防ぐための排水ポンプの整備に要する経費を計上いたしております。

また、継続事業として、単独河川改修事業に要する経費を計上いたすほか、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。

101ページの港湾建設費では、港湾改修事業の県への負担金などを計上いたしております。

102ページの下水路費では、主に単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

103ページの住宅管理費では、新規事業として、中村団地の解体事業に要する経費を計上いたすほか、磯崎団地の外装改修事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

104ページの下水道費では、下水道事業会計への繰出しとして、負担金及び補助金、出資金を計上いたしております。なお、前年度までは繰出金として一括して計上しておりましたが、地方公営企業法の適用に伴い、本年度からそれぞれ該当の科目において計上するものであります。

105ページからの消防費は、2億9,433万1,000円でありまして、前年度比1,508万6,000円、5.4%の増加となっております。高潮ハザードマップの作成、防火水槽の設置が主な増加の要因であります。

非常備消防費では、高潮ハザードマップを想定し得る最大規模の高潮に対応したものの更新に要する経費を計上いたしております。

また、引き続き防災備蓄品の計画的な整備など、災害時における安全・安心の確保に要する経費を計上いたしております。

106ページの消防施設費では、水利不足地域への防火水槽の新規設置に要する経費を計上いたすほか、柳井地区広域消防組合への負担金を計上いたしております。

108ページからの教育費は、3億8,362万7,000円でありまして、前年度比1,523万8,000円、4.1%の増加となっております。

事務局費では、教員の負担軽減のため学校施設管理員を設置する経費を計上するほか、児童生

徒が芸術文化に触れる機会の充実を目的として、県の学校芸術文化ふれあい事業を活用した音楽公演の実施に要する経費を計上いたしております。

110ページからの小学校費の学校管理費では、佐賀小学校屋内運動場の照明改修事業などに要する経費を計上いたしており、施設整備を進めてまいります。

112ページからの教育振興費では、引き続き佐賀小学校に複式学級解消のための臨時的任用教員を配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいります。

113ページからの給食費では、学校給食費高騰分支援事業といたしまして、物価高騰にかかる保護者負担の軽減を図るための補助金交付に要する経費を計上いたしております。

115ページからの中学校費の学校管理費では、通常の施設整備に加え、多目的トイレや車椅子を利用する生徒のための段差解消補助器具の整備など、施設のバリアフリー化に要する経費を計上いたしております。

117ページからの教育振興費では、部活動の充実や教職員の負担軽減を図るための部活動指導員を引き続き配置する所要額を計上いたすほか、外国の英語教師とのオンライン英会話レッスンによる英語力アップ事業に所要額を計上いたしております。

118ページからの給食費では、小学校費と同様に、学校給食費の高騰分を支援する補助金を計上いたしております。

121ページからの社会教育総務費では、引き続きゆめはな開花プロジェクト推進事業に要する経費を計上いたし、文化財等の周辺整備や花いっぱい運動の推進を図ります。

学校・家庭・地域連携協力推進事業における家庭教育支援事業では活動の場を中学校まで広げており、引き続き教育支援活動の充実を図ってまいります。

123ページからの図書館費では、新生児に祝い品として絵本を贈呈する「ブックスタート・親子ふれあい絵本事業」に要する経費を引き続き計上いたしております。

127ページからの保健体育総務費では、学校と地域が協力・融合した部活動の実現に向けた取組にかかる所要額を引き続き計上いたしております。

128ページからの保健体育施設費では、体育館やテニスコート、運動広場トイレ等の施設における、適切な維持管理と利用促進を図ってまいります。

130ページの災害復旧費は、1,062万2,000円でありまして、前年度と同額であります。

131ページの公債費は、4億8,571万1,000円でありまして、前年度比1,590万6,000円、3.2%の減少となっております。

132ページの諸支出金につきましては、1億2,123万円でありまして、前年度比1,162万8,000円、10.6%の増加となっております。

上水道企業費における田布施・平生水道企業団への補助金の増額が主な要因であります。

133ページの予備費につきましては、コロナ禍前の令和元年度と同様の1,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

12ページからであります。

町税につきましては、全体では12億8,889万4,000円でありまして、前年度比では3,311万9,000円、2.6%の増加となっております。景気回復傾向を踏まえての増額を見込んでおります。

14ページから17ページにかけての地方譲与税、各種交付金では令和4年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

18ページの地方交付税につきましては、地方財政計画における措置額の増額を踏まえ、全体で4,200万円、2.0%の増加を見込んで、計上いたしております。

19ページにかけての分担金及び負担金は、2,002万7,000円でありまして、前年度比で13.8%の減少となっております。

21ページにかけての使用料及び手数料は、4,323万6,000円でありまして、前年度比で1.3%の増加となっております。

22ページからの国庫支出金では、主に住宅・建築物耐震化促進事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額が主な要因で前年度比では9,174万9,000円、13.8%の減少となっております。

25ページからの県支出金では、主に農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額により、前年度比では4,242万5,000円、9.8%の減少となっております。

31ページの寄附金につきましては、個人のふるさと納税のほか、企業版ふるさと納税分を見込むものでありますが、34.2%の減少となっております。

繰入金につきましては、財政基金から地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、近年にはない多額とはなりますが、1億8,510万4,000円を繰り入れるものでございます。なお、繰入後の基金残高は、約5億1,000万円程度となる見込みであります。

また、公共施設整備基金から1,000万円を繰り入れ、公営住宅整備事業に充当するほか、地球温暖化対策推進基金から270万円を繰り入れ、地球温暖化対策を目的として実施します「省エネ家電等買換え促進事業」に充当いたします。

32ページの繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上しております。

35ページにかけての諸収入は、7,047万1,000円でありまして、前年度比では

284万円、4.2%の増加となっております。

35ページからの町債は、4億8,630万円でありまして、前年度比570万円、1.2%の増加となっております。新庁舎整備事業費は減額を見込んでいますが、保健センター改修事業費、道路橋梁補修事業費などの増額が主な要因であります。

臨時財政対策債は地方財政計画における措置額の減額を踏まえ、減少を見込んでおります。

前に戻りまして、8ページから9ページの第2表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、134ページから139ページに給与費明細書、140ページから141ページに債務負担行為に関する調書、142ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和5年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算について、別冊の予算書によって順を追って御説明を申し上げます。議案第10号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、16億9,708万5,000円でありまして、前年度比1.1%の増加となっております。

現在、健康保険事業は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担っております。

歳出につきましては、13ページからでございます。

15ページからの保険給付費では、実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で2,730万3,000円の増加を見込んでおります。

16ページの一般被保険者高額療養費は前年度対比で669万7,000円の増加を見込んでおります。

19ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

22ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、集団健診や受診勧奨に取り組み、受診率の向上に努めてまいります。

戻りまして7ページからの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税は1億9,789万2,000円で前年度比4.9%の増加を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県となっておりますので、保険給付費等にかかる費用につきましては、県補助金へ相当額を計上いたしております。

10ページからの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

基金繰入金につきましては、3,709万4,000円を計上しており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰入を実施することとしております。

続きまして、議案第11号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2,487万3,000円でありまして、前年度比1.8%の増加となっております。人件費の増額が主な要因であります。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入におきましては、田布施、上関、平生の3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第12号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、13億8,591万円でありまして、前年度対比0.4%の減少となっております。介護給付費の減額が主な要因であります。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で1,301万1,000円の減少を見込んでおります。

15ページの介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、407万6,000円の増加を見込んでおります。

16ページの高額介護サービス費では、利用実績等を勘案し、233万6,000円の減少を見込んでおります。

18ページの特定入所者介護サービス費では、前年度比で124万3,000円の減少を見込んでおります。

19ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度比で234万円の増加を見込んでおります。

20ページの一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業や高齢者のおでかけ支援事業、いきがい・助け合い応援事業に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

21ページの包括的支援事業費では、引き続き、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが中心となり、認知症の人やその家族へのサポートと支援体制の構築を行う認知症総合支援事業への取組に対応する所要額を計上いたしております。

22ページにかけての任意事業費では、ICTを活用した地域住民の協力によるゆるやかな見守りを行うための認知症高齢者等見守り事業の経費を引き続き計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、低所得者保険料の軽減措置を踏まえ、前年度比で252万4,000円の減少となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。続きまして、議案第13号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2億7,423万7,000円でありまして、前年度比5.0%の減少となっております。広域連合納付金の減額が主な要因であります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより計上いたしております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で1,786万2,000円の減少となるものであります。

一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、令和5年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号「令和5年度平生町下水道事業会計予算」についてであります。

下水道事業につきましては、令和4年度まで特別会計として、公共下水道事業と漁業集落環境整備事業をそれぞれ計上しておりましたが、令和5年度からは地方公営企業法を一部適用し、会計を一本化いたします。

下水道事業会計予算は、収益的支出と資本的支出を合計した予算額は、11億6,048万円となり、公営企業会計の特徴である減価償却費など現金を伴わない費用を計上したことにより、官庁会計の下水道事業会計と漁業集落環境整備事業会計の合計額と比較して、2億6,952万円2,000円の増加となっております。

それでは、下水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

第2条では、業務の予定量を計上しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を表記しております。

収入では下水道事業収益として5億5,501万9,000円を計上し、支出では下水道事業費用として5億5,645万4,000円を計上しております。

2ページの第4条では、資本的収入及び支出の予定額を表記しております。

収入では資本的収入として4億2,757万4,000円、支出では資本的支出として6億402万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億7,645万2,000円は、損益勘定留保資金等により補てんする予定であります。

第4条の2は、特例的収入及び支出を定めるものでございます。

第5条から第10条までは、記載のとおりであります。

それでは、20ページをお願いいたします。

最初に、収益的収入及び支出の明細について、御説明いたします。

収入でございますが、営業収益として主なものは、下水道使用料を、営業外収益として、一般会計からの繰入金を負担金・補助金として、それぞれ計上しております。

21ページからの支出でございますが、施設ごとに管渠費、処理場費に区分けして、それぞれに修繕費等、施設の維持管理に必要な経費を計上しております。

22ページの総係費は、人件費、使用料徴収事務負担金など、下水道事業の運営に要する費用でございます。

また、委託料で公営企業会計支援に要する経費を計上し、経営状況の明確化に向けた取組を行います。

23ページの減価償却費では、固定資産の減価償却費を計上しております。

次に、営業外費用では、企業債利息等を、特別損失では、その他特別損失として、地方公営企業法の適用初年度に一括計上する過年度分の引当金として、賞与及び貸倒引当金の繰入額等を計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業にかかる企業債、管渠布設工事等の元金償還に対する出資金、国庫補助金及び受益者負担金等を計上しております。

25ページの支出では、管渠布設に要する工事請負費などの所要額を公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、流域下水道事業ごとに建設改良費を計上しております。

企業債償還金につきましては、企業債元金償還金を計上しております。

なお、9ページから12ページに給与費明細書、13ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、「令和5年度平生町下水道事業会計予算」につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号「平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

現在、尾国簡易郵便局にて、業務への従事とともに局舎をお借りてしている方の退職に伴い、現在の局舎が使用できなくなることから、新たに佐賀地域交流センター尾国分館の1階会議室を局舎として開設するため、準備を進めているところでございます。

このことに伴いまして、当該会議室の一般利用を廃止するため、本条例の規定につきまして所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第16号「平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

「平生町議会の個人情報の保護に関する条例」の制定に伴い、当該条例中、平生町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めていることから、この諮問を審査会の所掌事務に追加するものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号「平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例におきまして、固定資産評価審査委員会の書記の人数は1人と定めているところでございますが、今後、審査の申出が複数件あった場合等の事務処理対応に備えて、他市町村の例に倣い、書記を複数人置くことができるよう所要の改正をいたすものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例におきまして、給料表に定める職務の級の基準となる職務内容を「等級別基準職務表」により定めているところでございます。これまで、この「等級別基準職務表」に本町が定める職員の職の全てを記していたところでございますが、他市町村の例に倣い、代表的な職のみを記すこととするため、所要の改正をいたすものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、所要の改正をいたすもので

あります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数をこれまでの再任用職員と同じ支給月数から、一般職の職員と同じ支給月数に引き上げ、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給対象となる勤務時間の要件を緩和いたすものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、保険税率の見直し等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県から示された標準保険税率を基に、事業基金の活用を考慮し算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に関する厚生労働省令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、安全計画の策定等の義務化、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、懲戒権に関する規定の削除並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置についての規定を定めるものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に関する厚生労働省令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、安全計画の策定等の義務化、業務継続計画の策定等の努力義務化並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置についての規定を定めるものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日としてますが、安全計画の策定等の義務化については令和5年度末まで経過措置を設けております。

続きまして、議案第23号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

す。

改正の内容といたしましては、出産育児一時金の見直しであります。

現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものであり、加算額1万2,000円と合せますと、支給総額は50万円となります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、周陽環境整備組合の解散に伴い、令和4年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させ、同組合の共同処理する事務のうち、公平委員会事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加えるもの、行政不服審査事務を共同処理する団体に萩市を加えるもの、並びにこれに伴う規約の改正を行うものであります。

続きまして、議案第25号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を、一部事務組合を構成する市町と協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴い、当該組合が、納付した普通負担金及び特別負担金等についての財産処分であります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の予算13件、条例9件、事件2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは質問をさせていただきます。

まず、「ぬくもりのある平生町のイタリアーノひらお」についてお尋ねをします。

地域資源を活用した経済の活性化が着実に進んでいるイタリアーノひらおですが、近隣市町のみならず、多くの県外の方にまで平生町を知っていただく、いいきっかけとなっています。これ本当に素晴らしいことだと思っています。イタリア野菜にレモンやオリーブの栽培や、それらの商品開発、料理教室など各種イベントなど、担当者と関係者の地道な努力の賜物だと思います。来年度予算にも新たな取組も計上されていますし、非常に楽しみにしています。

そして、私の知人の県外の方、関西圏や関東圏にお住まいの方、そして遠くはハワイやドイツからも少なくない方から、「訪れたい」との声を頂いています。これ本当に素晴らしいことだと思っています。町民のキャッチフレーズやまちづくりのコンセプトということですが、どうでしょう、来町者に五感で感じてもらえるような新しい、心のある、真心のあるイタリアーノひらおへ、進化、先に進化、新しくなるとか、もっと深く進めていくという意味の深化させることができませんか。そういうお考えを町長、お持ちであれば、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

イタリアーノひらおの取組に対しまして、一定の評価をいただきましてありがとうございます。平成30年11月にイタリアーノひらお宣言を行って以降、本格的に始まった本町でのイタリアをテーマとしたまちづくりでございますが、まず、これまでの主な取組について申し上げます。

平成31年4月からイタリアをテーマとしたまちづくりを行う手段の一つとして、国の地方創生推進交付金を活用して、観光産業分野を中心に、3年間、集中的に取組を行ってまいりました。

この取組は、町の知名度向上とその相乗効果により、本町経済の好循環を図っていくことを目的として行ったものでございます。

主な取組内容といたしましては、観光分野としてイタリア人プロ自動車レーサーの招聘やPR動画作成、特産品開発分野としてオリーブやレモンの試験栽培、産業分野として町内企業紹介などを行ってきたところでございます。

また、関連する独自の取組といたしまして、イタリア野菜の推進などにも取り組んでまいりました。そして、宣言から4年余りが経過した現在、当初の取組から一定の成果が出始めたと感じております。オリーブ、イタリア野菜については特産品化、またレモンについては産地化の動きができるなど、本町経済の好循環のきっかけが得られたと考えておりまして、これらのチャンスを確実に町の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

イタリアーノひらおのまちづくりを始める際に、皆様方にも申し上げましたが、イタリアーノひらおは、何か一つの事業を指すものではなくて、あくまで町のイメージを創造していくものという考え方の基本スタンスについては、今後も継承して、観光産業分野の取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今年度ですが、特に、イタリアーノひらおを踏まえた平生町の周知に力を入れまして、外に向けてブランド化を図るため、町外へも平生町の魅力を発信し、平生町と多様に関わる人々をつくる関係人口づくりに努めてまいりました。その甲斐もありまして、初めて平生町を知られた方や実際に平生町を訪れてくれた方など、平生町に興味をお持ちいただく人が増えてきたというふうに感じております。

今後においては、内に向けてのブランド化を図るため、町民の皆様ともイタリアーノひらおを感じられるような町の魅力を再認識していただけるように取り組んでまいりたいと思います。町民の皆様自らが参画し、自分たち自身が住んでいて楽しい町、平生と思えるイベントの開催等にも取り組んでまいりたいと考えております。そのことにより、町外の人々に平生町は楽しそうだな、平生町に行ってみたいな、平生町に住みたいなと思ってもらえるような、内に外に進化した取組を進めてまいりたいと考えておりまして、いずれにいたしましても、住んでいる町民の皆様が主体の幸せの町を目指して取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） これ始まった当時から興味を持っていただいていた町外の方皆さんですよね。実感できないイタリアーノひらおに、そろそろ飽きてきた頃じゃないかなとも思っています。確かに、先ほど町長も説明していただいたように、これ町内に向けての町民のためのキャッチフレーズや、まちづくりのコンセプトということですから、勝手に勘違いしているという

のは確か、僕も勘違いしていましたが、勝手に勘違いしているのは確かですよ。でも、期待をいただいているのも確かだと思うんです、町外の方からですね。やっぱりどこかイタリアを感じようと思って訪れる方もいらっしゃると思うんですよ。この来町者が明らかに五感で感じるというと、今で言うと特産品センターの屋根がきれいに塗り替えられて、結構大胆な、行政としては大胆な色を塗られたと思いますけれども、あと収穫時期のイタリア野菜に、あとオリーブ園、あと一膳さんところのベンチぐらいですよ。

建物やファッション、言語まで、町全体をイタリアにしろというわけではありません。少しずつでもいいので、できることから何か取組はできませんかね。ばかばかしいと思われるでしょうが、町の管理する全ての車のボンネットをイタリアの国旗色にしようとかですね。塗装せずにカッティングシートを貼れば、安くできますし、時間もそんなにかかりません。剥がしてしまえば元どおりにも戻ります。

ちょうど今日、イタリアでは「ミモザの日」ですね。男性から女性に敬意と感謝を込めてミモザの花を贈る日です。これを利用して女性職員にミモザを贈るとかですね、庁舎内に飾ったりーミモザの日だけでなく、イタリアの記念日や習慣を町報やホームページ、また「ひらおファンクラブ」で発信をして、平生町を応援してくれる方々に楽しんでもらうとか、こういうのもどうですかね。何だか楽しそう。と町民だけでなくですね、やっぱり誰でもが訪れたい町、住みたい町になるまちづくりがイタリアーノひらおプロジェクトですもんね。

ですので、真面目に真剣にコツコツとだけでなく、楽しく遊び心を持って、町内の一部の関わっていただいている方たちだけではなく、多くの町民、そして町外の皆さんに、何だか楽しそうと感じてもらいたい。訪れたい、住んでみたいと思ってもらえる取組も同じぐらい大切ではないでしょうか。町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろんな御意見頂きましてありがとうございます。参考にさせていただきますと思います。

このように皆さん、町民の皆様が、このイタリアーノひらおをどのようにしたら、これがイタリアーノひらおだとか、そういう意見をどんどん言っていただきたいんですよ。それをみんなで一緒にやっていく、実現できるものは実現していくことにしたいと思っていますので、本当は、住民の皆様から、こうしたらいいんじゃない、こうしたらもっとイタリアっぽくないじゃないという御意見を頂きたいと思います。行政で幾ら考えても、行政の考えることって、やっぱり限度もありますし、なかなか自分たちでしたいこともできないものもありますが、町民の皆様から声をかけていただいたら、うちでできる範囲で一緒になってですね、やっていきたいと思っていますので、皆さんも一緒に考えて、町民の皆様と一緒に考えながら、このイタリアーノひらおを進め

ていきたいなというふうに思っておりますし、実際問題として、もう例えば10日には、佐賀で何かいろんなことをやるみたいですし、いろんな行事もやっていけば、いろいろあるんじゃないかなと私も思っています。

いろんなことを考えてやりたいなと思っておりますし、議員さんからも言われたようなことも、実現できるものについては実現していきたいなというふうに考えておりますので、町民のみんなと一緒にイタリアーノひらおを進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほうよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今、町長から町民の声を聞いて町民と一緒にみんなで進めていきたい、こんな力強い言葉を頂きましたので、ぜひとも進めていただきたいと、できるところからお願ひしたいと思ひます。

でも、以前、浅本町長ではないですけど以前のときに、「地域の力発揮事業」という事業があって、地域の人からいろんなアイデアをもらって、プレゼンをして、それを事業化しようという話があって、僕もそれ応募したんですよね。幾つか応募した中の、その審査会みたいなきには、すごく評判もよくて、後から担当課の方からも連絡があって、「すごいいいアイデアだと。でもこれ町じゃ、行政じゃ無理なんですよ」って言われたんですよね。じゃあ最初から聞いてくれるなという話なんです。なので、やっぱり浅本町長は違うと思ひますので、ぜひとも広くたくさん意見を聞かれてですね、それを取り入れてぜひとも進めていただきたいと思ひます。力強いお言葉をいただきましたので、次に移りたいと思ひます。

では、ぬくもりのある平生町の生きがいについて質問をいたします。

時代の変化、価値観の変化は、まさに激変と表すことができる世の中であると思ひます。役場だけではなく、民間の企業もこの変化に適応できる経営陣がいるところしか勝ち残るどころか、生き残ることさえできなくなってしまうのではないかと感じています。

そのような中、町長は現在の役場の職場環境、働く環境の現状をどのようにお考えでしょうか。また、今後どのように働く環境を整備していくのかお尋ねをいたします。お願ひします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答ひいたします。

今年度、新庁舎へ移転し、室内での勤務は夏の暑さ、冬の寒さに左右されない職場環境になりました。IT環境も整い、ペーパーレス化の取組も徐々に進めているところで、移転を境に職場環境が大きく変わったなというふうに感じております。

一方、職員の働き方には大きな変化は見られず、コロナ禍に起因する各種対応業務や、マイナ

ンバーカード、マイナポイント関連業務などにより、職員の負担が大きく増えております。会計年度任用職員の活用も行っているところではございますが、長時間勤務が常態化している職場があると聞いております。

御質問にあります生きがいを感じる職場とは、自分が大事にする価値観が大切にされる職場であり、職場への信頼感や職場の仲間との一体感、自分の存在価値や自分の成長が感じられる職場であるというふうに考えております。自分が大事にする価値観は、主観的な部分が大きく、多種多様でございます。職場では、お互いの価値観を理解し合えることが大切であるというふうに考えております。

そのためには、研修等を通じて職員一人一人が自分が大事にする価値観、モチベーションは何かを理解する機会や、上司とのワンオンワンミーティング等で職員が抱える悩みなどを聞き、解決に向けて一緒に考える機会の確保などに取り組む必要があるというふうに考えております。

また、ワーク・ライフ・バランスを整えることも大切でございます。仕事のために生活が犠牲になるような恒常的な長時間勤務をなくすとともに、職員間で仕事に係る悩みや楽しさを共有しつつ、仕事に取り組める職場風土となるよう努めてまいりたいと考えております。

本庁舎におきましては、整理した入退室管理システムを利用した勤怠管理システムを令和5年度に導入し、職員の勤務実態を把握することとしております。このデータを活用して、長時間勤務の是正に取り組んでいくこととしておりますが、保健センター等の施設におきましては、入退室管理システムが未整備でございますので、今後の課題というふうに認識をしております。

政策立案や各業務の根幹をなす部分について、職員が十分能力を発揮できる体制に配慮していくことも、生きがいを感じることでできる職場環境の整備の一つと考えております。引き続き、適正な職員数の確保や、定型業務における会計年度任用職員の活用、民間委託の推進並びにDXによる業務効率化に努め、職員が楽しく仕事ができる職場を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今、町長お答えいただきましたけれども、その町長の思いがですね、全体に浸透していれば本当に素晴らしい職場の環境ですね。建物、そういうハードな面もそうですし、気持ちのメンタルの部分でもそうですけれども、少しでも町長が思っている形に、一日でも早くなってくれたらなと思います。

時代によりですね、一概には言えませんが、近年多くの方が憧れている職業ですよ、公務員。現実には、メンタル面の不調でやむを得ず休職する方もいらっしゃいますし、残念ながら改善をせずに辞めてしまう方もいらっしゃいます。そういう方の中に、町民のために真面目に

一生懸命仕事へ取り組んでこられた方がおられること、これを非常に残念に感じています。

今、平等や公平、多様性やハラスメントなど、非常に大切な取り組むべき課題ではあります。しかし、でも、それを隠れ蓑や理由にして、それぞれが本来の取るべき行動をとっていない、怠っているのではないか。また逆に、ごくわずかではありますけれども、計画的に転職していった方々もおられるとも感じています。

職員一人一人にしっかり仕事をしてもらうことが町民の幸せにつながる。これは、もう紛れもない事実だと僕は考えています。まずは、職員の方が生きがいを感じることでできる職場環境と整備が必要だと考えます。

以前にもお話したことでありますが、働きアリの法則ってありますよね。社会ってどうしてもそんな感じで成り立っているんだなとは思いますが。ただそのとき、以前お話したときは状況が、コロナなどのせいで変わってきているんじゃないかなと僕は感じています。

強い表現になりますけれども、以前と違うのは、働かない2割のアリが働く2割のアリを攻撃し出している。そして働くアリを追い出し、地位や餌を獲得しているんじゃないかなと思うことがあります。やはり一生懸命頑張る人には、それに対する評価と対価を与えるべきですし、彼らを守らなければならないと思います。そして、その方、その仕事を邪魔する者は、きちんと批判をされ、改善・改心していただかなければならないと考えます。

そのためには、やはりトップの考え方一つだと思います。町なら町長ですし、課なら課長、班なら班長です。そして、それぞれの長には、若手や部下が憧れる、目標とされる人になってほしいと思います。何かに挑戦をしようとする、責任者が、周りに迷惑かかるから今回はやめとこうなんてことを聞いたこと、ないとは思いますが、言ったことありませんよね。これって言い換えたらずね、迷惑かけたら俺の責任になるんじゃないか、そんなこと許可できんど、お前責任取れるんかと言いはるのと一緒だと僕は思うんですよね。

こういった類いの思考は、若手や部下は自身よりも劣っているという無意識の固定観念から来るものではないでしょうか。激変する時代、昔と違って若手や部下の方が優れている分野もたくさんあります。それに気づくこともできない感度の低さ、世間とのズレも感じるができない、そういう方が上司だと、自分が求める人材のみを評価し、そうでない人材を排除してしまう。その結果、仕事のやりがいを感じられず、生きがいを持たずに、これからの平生町にとって必要な優秀な若手や人材が病んでしまっって退職してしまうことにつながっているのではないのでしょうか。ちょっと過激な発言でしたが、そのような状況が平生町にはありませんよね。町長、お尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

役場内でいろんなことがあるのは承知しています。一般論的に言いますと、やっぱりどこかというところもそういうことは出てくるだろうと私も思います。ただ、私、一番初めに町長になったときに、職員の皆さんに言ったのは、公務員というのは究極のサービス業だということを、まず頭に入れてほしいと。それと、仕事が、町民の人が喜んでくれるのが自分の楽しみだと、私はそう思っていました。私も一応、公務員をやっていたので。みんなが喜んでもらえるということを感じてですね、私は仕事をしてきました。もちろん皆さんも各課長もそうだと思いますが、自分がやっていることが町民が喜んでくれるというのが一番の私は公務員としてのやりがい、生きがいだというふうに思っておりますので、そここのところは、ずっと言ってきておりますので、一緒になってですね——かといって私が言ったからどうのこうのというのではなくて、多分その辺は分かっていると思うんです、職員自体も、皆さんも、それは。だから、そういうことを分かってやっているんだろうと思っているので、皆さんがそういうことを意識してやってくれば、いい職場になるのかなというふうに思っています。

いろいろあるけど、いろんな研修も受けてもらったりして、人間の、何て言うんですかね、いろんなノウハウを持ってもらって、それによって町民がみんな喜んだと、喜んでくれたというようなことを目指して頑張っていきたいと思っておりますので。いろんなことがあるのであれば、もちろん私に直接でもいいですし、担当課長とかに言ってもいいですから、いろんなことをお聞きしたことがあるのであれば、それについて私もいろんなことで対処はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今のまた、町長のお言葉ですけど、職員の皆さんに対して、すごいメッセージになったんじゃないかなと思います。一生懸命頑張って、ちょっと今不安定になっている方も、聞かれたら相談していいんだと、本当、気持ちがちょっと安心するようなメッセージにもなったと思います。ありがとうございます。

そのやっぱり部下とか若手ですよ、その方たちから職場環境を変えることは非常に難しい。やっぱりここに座っていらっしゃる皆様もそうですけど、やっぱり上司が率先して行わないと、やりがい、生きがいを感じる職場環境の整備は難しいと思います。そのためには、ぜひやってほしいんですけど、上司の方は普段から部下としっかりコミュニケーションを取っていただきたい。仕事の目的を共有をして、世間でよく言われるボスでなく、リーダーになることが必要だと思います。

また、来週からはマスクの規制が緩和されますよね、いろんなところで。これまでの様々な規制がありましたけど、この数年を心地よく思っていたらいいですね。当たり前を当たり前前にできるリーダーのそのまたリーダーとして、町長、先ほどのお話、うそはないとも思いま

すし、ぜひともしっかり旗を振ってすばらしい職場環境をつくっていただきたいと思いますが、申し訳ないですが、再度お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本当に、先ほども言いましたとおり、庁舎はよくなりました。庁舎はよくなったけど職員はどうなのかというのは、よく言われるんですけど、職員も一生懸命、みんなやっていると思うんです。私、挨拶もかなり聞いていますし、職員が町民の皆さんと会ったときも挨拶したりしていますし、また、町民の人と仲良く笑いながら話しているところもよく見ます。本当に職場環境を、やはり私いつも言うんですけど、笑いがある職場にならないといけないと。みんながシーンとしているのがいいと言う方もいらっしゃるかもしれないけど、笑いがある職場というのを、やっぱり作っていかんといかんというふうに私自身思っていますし、なるべく職員の皆さんと一緒にですね、職場環境をよくしていきたいというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告していますLGBTについて質問いたします。

先月の2月17日に山口市で、町議会議員研修会がありました。演題は、「なぜ今LGBTQなのか」ということで、講師は、NPO法人日本セクシュアルマイノリティ協会理事長の中根元美さんと当事者の吉美さんの2人でした。性の多様性の関心や認知度は日本でも高まっています。しかし、私たちの周りでは、LGBTなど性的少数者はいない、会ったことがないと感じている人がほとんどです。私もこの質問をするので、ちょっと皆さんに聞いてみたんですけど、「ええ」という返事が返ってきました。しかし講演では、日本のLGBTQに当てはまる人は人口の8%、つまり11人に1人はいるのですということでした。

当事者の人たちは、差別や偏見を恐れて、そのことを隠して生きている人がほとんどです。誰もが安心して自由に暮らせる人権の守られた平生町であるためには、この問題は、重要な課題だと私は考えます。町長は、LGBTについてどのような見解をお持ちか、まず質問いたします。

次に、現在策定中の平生町人権施策推進指針についてお尋ねいたします。

人権とは、全ての人々が生まれながら持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。LGBTについては、この指針の13に、性同一障害の問題として、現状と課題が書かれています。この「性同一障害」という言葉は、医学的な疾患名です。現在は、それ以外の性的少数者を含めて、LGBT及びLGBTQ、LGBTQプラス、そういった言葉が一般的です。これらのことを考えると、性同一障害というくくりは適当ではないように思います。

国会でも、LGBTに対する理解増進法案が検討されています。人権の中でも、これから大きなウエートを占めていくことが考えられます。こういった現状を考えると、名称は大きな問題です。これから正式な指針が出されるわけですが、この点については、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、学校教育の中のLGBTについてお尋ねいたします。

昨年末12月6日に生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。LGBTについては第12章に性に関する課題として、児童生徒の無理解や偏見等をなくすように求めています。これまでも人権問題として取り上げてこられたと思います。児童生徒への取組状況を質問いたします。最後に、社会教育についてです。

昨年は、人権学習講座でLGBTを取り上げられたと聞いています。社会教育団体はもとより、町民全体で取り組む必要があると思います。LGBTに対する町民の意識など、現状と課題を質問いたします。

以上、LGBTについて4つの質問をいたしました。お答え願います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

御質問のLGBTにつきましては、広く性的マイノリティを表す言葉として使われているものと認識をいたしております。最近では、社会の中でLGBTの方々が置かれている実態と差別解消を訴える活動が広く行われており、LGBTに対する差別の解消に向けて社会全体が前進してきている状況にあると認識をいたしているところであります。国においても法整備などが検討されているところであります。

本町では、令和3年度の第4次平生町男女共同参画プランの作成において実施した住民意識実態調査で66.3%の人が、LGBTという言葉を見たり聞いたりしたことがあるとの結果が出ております。それを踏まえて、第4次平生町男女共同参画プランにおいては、「今後は、その認知度を高めるとともに、より一層の正しい理解促進と性の多様性を認め合う意識の醸成を図る必要があります」と明記もしております。

LGBTの差別や偏見を解消していくためにも、LGBTへの町民の関心を高めること。また、正しい知識や理解を深めていくことが何よりも重要であると考えております。人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、町民の人権がひとしく保障され、あらゆる差別や偏見のない明るいまちづくりを目指し、積極的に施策を推進していきたいと考えております。そのためにも、LGBTなど性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々に対する町民の正しい理解と認識を深めるため、広報による啓発活動などを通じまして推進してまいりたいというふうと考えております。

それから、平生町人権施策推進指針についてのお問合せがありました。

現在、人権施策の今後の方向性を示すとともに、総合的に推進し、全ての人に人権が保障される地域社会の実現を目指すため、平生町人権施策推進指針を策定することとしており、自分の身体の性別に違和感を持ち、受け入れられない性同一性障害の問題に触れ、正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めると記載をしております。

性の多様性につきましては、性的指向・性自認といったものが挙げられ、同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTは、総称の言葉の一つとして認識されており、現在、国会では、LGBTなど性的マイノリティを巡る法制度について審議されております。

性的指向・性自認に係る性的マイノリティに関して、社会的に理解が広がり、多様性を認め合う社会の実現のためには、性の多様性への正しい理解や認識を深めることが必要であると考えております。

本指針案の性同一性障害の問題としている見出しは、国を含め、社会経済の動向から表現不足の点もあるとの認識から、表記を変更するとともに、LGBTなど性的指向や性自認を理由に偏見や差別を受けている人権問題に触れ、性の多様化についての正しい理解や認識を深める周知啓発を行う記述を盛り込み、本指針を完成させる考えであります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） LGBT等のいわゆる性的マイノリティについてのお尋ねにお答えをいたします。

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたということでございます。このような性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことである認識が広がってきてはいますが、いまだに偏見や差別が起きている現状があるとされています。

そのような中、まず学校教育についての取組の状況でございますけれども、これまで町教委では、平成27年4月の文科省通知、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてや、平成28年4月の文科省作成の教職員向け資料、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、これらを受けまして、きめ細かな対応について、各学校へ依頼するとともに、教員が参加したLGBT等を扱う研修の内容を校内で共有する取組や、毎年度、全ての教職員に人権教育啓発推進センター作成のリーフレットを配布するなど、こうしたことを通しまして、その理解促進に向け、教職員の意識を高めてまいりました。

また、児童生徒に対しましては、発達の段階を踏まえて、小学校の保健、中学校の保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて行う心身の発達と心の健康、これに係る学習や思春期講演会などにおきまして、性的マイノリティの内容を扱っているところがございます。そのほか、中学校では、個々の多様性尊重の観点から標準服以外の服装も許可を得て使用できるようにするなど、決まりの改定にも取り組んできたところでございます。

町教委といたしましては、性的マイノリティ等にあつては、不安や悩みを相談できない児童生徒もいるという認識や、心情に配慮し、特有の支援が必要な場合があるという認識の下で相談体制を充実するとともに、児童生徒やその保護者から、学校や町教委に対して相談が寄せられた際には、学校における体制整備や支援などについて十分な聞き取りを行うこととしており、必要に応じ、関係機関とも相談しつつ、サポートチームの設置などの適切な助言等を行っていくこととしておりまして、昨年12月の生徒指導提要の改訂も踏まえて、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、次に、社会教育についての取組状況についてお答えをいたします。

本町では、毎年8月に3日間、基本的人権尊重の精神を高め、様々な人権問題に係る教育を推進し、心豊かで実践力のある町民の育成に努めるとともに、各地域・職場・団体におけるリーダーとしての資質の向上を図る、このことを目的としまして、町内在住者や在勤者を対象に、人権学習講座を開催しております。

この講座では、毎回、講演の前に、本県の実態に沿った総合的な施策推進の方向性や個別の方策を示しております山口県人権推進指針、これについて説明をしておりますけれども、この今の指針に示す具体的に取り組むべき16の分野別人権課題の1つに、性同一性障害の問題、これがございます。本町の人権学習は、この16の分野別課題の中からテーマを決めて開催しているところございまして、令和4年度の人権学習講座では、性同一性障害の問題をテーマに、トランスジェンダーの方を講師にお迎えして、性の多様性及び人権について直接お話を伺いました。

講座終了後、受講者の方々からは、「性の多様性に関する問題は若い世代に深く関係しているイメージがあったが、実際は、はるか昔から多様な性を持つ人がいたということを知り、考えの狭さに気づいた」、「一人一人の人間として共に生きていく思いを持ち続けたい」という感想や、「当事者から直接話を聞くことが初めてで考えさせられることが多く、LGBTについて理解をしているつもりであったが、よく分かった」、「とても心に残る印象深い講演であった」、「人権とは何か改めてしっかり考えていきたいと思う」、などの感想を頂いております。

また、この講演のほかにも、全ての講座において、人権教育啓発推進センター作成のリーフレットを配布し、多様な性について考えることを通して、正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めてきているところでございます。

町教委では、LGBTなど性的マイノリティを理由とした偏見や差別はあってはならず、多様性を認め、それぞれの生き方が尊重される社会を構築することが重要であると考えておりました。今後は、令和3年12月に本県が作成していますLGBT等の基礎知識に関するリーフレットも併せて活用しながら、性的マイノリティの方々への正しい理解と認識を深め、性の多様性を認め合う意識の醸成を図ってまいります。

町教委といたしましては、今後も引き続き、様々な人権課題についての学習機会を提供するとともに、啓発活動を充実させることなどを通して、一人一人の人権が尊重されたまちづくり、「つながる心とところを大切に」この実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

細田議員、1問目の質問の2回目からということで始めます。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） お二人から、前向きな答弁のお答えをいただきありがとうございます。

それでは、少し具体的にお話をお伺いしたいと思います。

町長に見解をお尋ねしたのは、制度や条例が整備されると、当事者は格段に生きやすくなったと聞いております。例えば、パートナーシップ制度です。男女の夫婦という単位だけでなく、男性同士、女性同士のカップルもパートナーとして認めようというものです。このパートナーシップ制度の導入は、昨年末のデータによりますと、1,757自治体のうち242自治体、14%となります。山口県では1か所、広島で6か所、岡山で7か所、福岡では60か所と聞いております。人口の普及率では62%となります。

制度ができて市民権を得ると、周りの理解が一段と進みます。幸せのまち平生町を実現するためにも、ぜひ町長にリーダーシップを取っていただきたいと思います。そういったお考えはないか、制度とかそういったお考えはないか、お伺いいたします。

指針の話では、言葉を変えるように考えているということで安心いたしました。この指針に基づいて、しっかりとした計画を立て、啓発事業などに取り組んでいただきたいと思います。この指針に掲げられている「住民一人ひとりの人権が尊重された誰もが笑顔で住むことができる心豊かなまちひらお」の実現を心から望みます。

学校教育については、教育長さんから、水に漏らさぬお答えをいただきました。制服やトイレの問題、心の問題など各学校が取り組んでいるところです。早いうちからの学習が効果が大きい

と、学校教育には期待されています。子供たちは悪気なく、深く考えることなく、異質と捉えたものを排除したり、性や排泄に関わるものをからかいの対象にしたりします。このことで自死に追い込まれた例もあります。

LGBTについては、医療だったり法律だったり教育だったり、あらゆる方向からのアプローチが必要となってきます。スクールカウンセラーや保健の先生の役割も大きいと思います。児童生徒の中に当事者がいる場合の取組を、先ほど少しお話しされましたけれど、お聞かせください。

社会教育については、県のつくったパンフレットの活用、先ほどもちょっとパンフレットのことを言われましたが、こういうとてもいいパンフレットができています。（パンフレットを示す）すごく薄いのですが、中身はしっかりギュッと詰まっております。これをしっかり活用されたいと思います。先ほどの人権講座での話で、言葉は知っていたけれど、当事者の話を聞いて本当に衝撃を受けたというお話を先ほどされました。町内全体にこの取組が広く、そして、深く広がるような取組を、もう一度お尋ねいたします。

以上、制度や条例への取組、生徒児童に当事者がいる場合の取組、住民へ広く深く広報する取組を質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） LGBTにつきまして、いろんな条例や制度ということを考えたかどうかということでございますが、我が町で必要性があれば、当然、条例制度も考えていく必要があるというふうに考えております。町民の皆様の御意見も、様々な御意見があると思いますので、それらを踏まえて、制度、条例、どうするかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校教育と社会教育についての再質問でございますけれども、まず、学校教育について、早いうちからの学習が非常に効果が大きいというお話と、それと、やはり深く考えずに排除につながって、自死の例もあるというお話、また、相談に当たっては、スクールカウンセラーや保健の先生も非常に役割が大きいのではないかというお話がございました。

それでですね、まず、早いうちからの学習が効果が大きいということにつきましては、繰り返しもなりますけれども、小学校の保健の授業、そして 中学校の保健体育の授業、この中で位置づけはされているところでございます、それとまた、中学校では思春期講演会も行っています。そういった中では、LGBTに係る取組もお話をいただいています。そういうふうなことで、発達の段階を追いながらですね、この件については進めていかなければならないというふうに認識をしています。

それともう一つ、性的マイノティに対する正しい知識と理解というのは、やはり差別、偏見そ

して今ございましたように、いじめを起こさないということについては非常に大変重要なものであると、こういうふうな認識をしております、そういうことで、これからも先ほど申し上げましたように進めていくことで排除するような形は防いでいかなければならないというふうなことは考えているところでございます。

そしてまた、スクールカウンセラー、保健の先生の話でございますけれども、性的マイノリティ等にあっては、不安や悩みを相談できない児童生徒がいると、こういう認識、そして、またです、自身自身の性同一性について可能な限り秘匿しておきたいというような認識であるとか、そういったいろいろな心情にも配慮しながら、特有の支援が必要な場合があるというふうに考えています。そうしたことで、相談体制の充実というのは、やはり非常に大切なところでございまして、特に、学校現場であれば、保健室の役割というのはかなり大きいものがあるというふうに考えています。

そういうことで、そういうふうな相談が寄せられたというような際には、学校における体制整備支援などについてですね、再度深く聞き取りをしていって、また必要に応じて、関係機関と相談しながら進めていく必要性というのを感じています。

続いて、社会教育について、県のパンフレットは非常にいいものなので、これを活用しながら町全体へ広がるようにという御指摘でございましたけれども、これまでも人権学習講座、特に今年度の人権学習講座については、3日間とも人権教育啓発推進センター作成のリーフレット、こちらのほうをお配りして、その正しい理解や認識が深まるようにというふうな考えで行っていますけれども、やはり今申し上げられました、そして、答弁でも申しました、県が令和3年の12月に作成しています「LGBT等の基礎に関するリーフレット」、こちら、かなりいいものができておりますので、こちらのほうも併せて活用しながら、取組のほう、正しい理解や認識のほうにつながっていくように努力してまいりたいと思っています。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

町長さんにおかれましては、まず、住民の声を、町民の声を聞いてからというお話がございました。先ほど言いましたように、LGBT及びQプラスの方たちは、なかなか声が出せない。声が出せないから住民たちは知らない。そういった悪循環に陥っているので制度とか条例とかが必要となると私は考えております。

教育長さんのお話、本当に若いうちから小さいうちからすり込まれた差別偏見は、なかなか抜けませんので、正しい知識を小さいうちからしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほどちょっと休憩時間に、私は、ほかの議員から自殺した例が身近にあると聞きました。LGBTの方で、その相手方の対応が、企業の対応なんですけれども悪かったので自殺され、ちよっ

とそこを起こされたという話もございました。この問題は、とても微妙な問題ですので、ぜひ皆さんで深く広く考えていただいて、小中学生においては、家庭に持ち帰って、家庭のお父さんお母さんとそういった話をされたら、ますます広がっていいのではないかなと思っております。広報だけだと、読む人、読まない人、本当に66%の人が知っている、言葉は知っている、でも実情は全然分かっていないというような状況がございますので、これからもしっかりLGBTについても人権問題の一つでございますし、明るい平生町をつくるためにも、とても重要な案件ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この問題は、世界各国でいろいろ活動されています。国や国民や、それから当事者——先日もつい最近、テレビで虹色の旗を持って、みんなが行進している、そういった風景がありました。カーニバルのような形で、当事者たちがはじけるような、あふれるような笑顔で行進していらっしゃいました。ぜひみんながはじける笑顔になれるような、そんなまちづくりをお願いして、このLGBTについては私の質問を終わります。

2番目の質問に入ります。

次の質問は、移住定住施策についての質問です。

第五次平生町総合計画で、本町の目指すべき町の将来像を「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」としています。その実現に向けて、施策の基本的な方向として5つの基本目標が定められています。先ほど町長さんが説明されたとおりです。

今日の質問は、基本目標1「魅力と活気あふれるまちづくり」の令和4年度の予算編成の中から、地域振興課の所管の事業について質問いたします。

4年度の新規事業として、関係人口創生事業と移住定住交流推進支援事業、移住体験住宅整備事業、そして、関係人口創出に向けた地域おこし協力隊員活動支援となっていました。それぞれに応じた予算がついていましたが、まずこれらの事業を通して町内にどのような変化が生まれ、今後どのように生かしていくのか、現状と今後の取組方向を、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

第五次平生町総合計画の中にあります5つの基本目標の1つとして「魅力と活気あふれるまちづくり」が定められております。この中で、平生町の魅力が高まり町の知名度が向上し、交流人口や関係人口が創出されることで、住みたくなる、住み続けたくなるまちを目指すこととしております。

今年度においては、関係人口創出事業、移住定住交流推進事業の取組を行ってまいりまして、新たに2名の地域おこし協力隊員も着任しております。その地域おこし協力隊の協力の下、移住者、町外者の目線で、どうすれば平生町という町を知ってもらえるかを考えることで、外に向け

たブランド化を図るため、町外の人に平生町という町を周知する取組を進めてまいりました。オンラインイベントや現地ツアーの開催により、平生町を知った人、平生町に興味を持たれた人、実際に平生町を訪れた人など、平生町と多様に関わる人は増加してきており、一定の効果があつたと感じているところでございます。

また、移住体験住宅整備事業につきましては、一定期間、移住希望者が平生町での生活体験ができる施設として整備しましたが、現在まで延べ21人の利用がございました。利用された方の中には、実際に平生町へ移住された方、現在4名いらっしゃいまして、この年度、新年度に入りましては、その御家族が5人移住されると聞いております。また、現地ツアー開催の際にも御利用いただいておりますので、平生町での暮らしを知ってもらう上でも成果が上がっているというふうに考えているところでございます。

今後につきましては、平生の魅力を発信し続け、さらに広く認知度を高めていくほかに、外に向けたブランド化に加え、町民自らが参画できるイベントを企画し、町民自身が住んでよかったと思えるよう、内に向けたブランド化を行い、町内外に「住んでみたいまち」をアピールしていく取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 取組は一定の成果を上げられたということです。よかったです。5年度は、また情報発信に力を入れておられるようですけど、イタリアーノひらおというアドバルーンを、より効果的に使おうという意図が見られております。先ほど河藤議員は、それを具体的にどうしていくかというお話もされましたけれど、アドバルーンは上げたけど、具体的なイタリアに対するいろんなものがなかったというのじゃ困りますので、先ほど河藤議員が言われたような行事とか物品とかを、しっかりと開発していかれたらと思います。

移住定住施策は、外に向けての施策に見えますけれど、実は、町民が町のよさを再認識して、地域の宝に気づくことで、住んでよかったと思えるためでもあります。先ほど町長さんが言われたとおりです。

また、移住定住を進めるために、地域おこし協力隊員や地域活性化企業人をお招きしております。そのまま住んでもらえる可能性が大いにある人たちです。彼らの力を借りながら住民の夢を叶えていく、そして彼らの夢を、やりたいことを住民が応援していくことこそ参加と協働のまちづくりとなります。お互いの接点をどのようにつけていく、つくっていくかが問われています。

これまでも、まちづくりセミナーなどで行政と住民の協働作業がございました。住民や各団体は、もっと協力隊員や企業人とお知り合いになりたいのだと、先日話が、声が上がりました。平生町に来た隊員たちも、もっと話が聞きたいと願っています。その機会を、どのようにつくっていく予定があるのかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、移住についてですけど、私が知っている限り、やはり移住者がまずいて、移住をしたい方は、そういう方に相談されるんですね。いきなり、例えば、平生町に来られて、平生町の人に聞いても、それはよく分からないですよ。だから、大体、移住者のところに相談に来られるというふうに聞いています。実際に平生町でも移住された方の中で聞いたんですけど、その方もいろいろと移住の話を相談されますということで、移住相談窓口になりますよということで、じゃあ、よろしくお願ひしますと言ったんですけど、やっぱり、移住者は移住した方に、実際にここに住んでどうなんだろうかということを知りたいというふうに思っていますので、続けてですねということは、移住者が増えれば増えるほど、移住者は増えるんです。大体、移住者が多いところというのは、そういう形でどんどん増えていくんですね。だから、まずもって、まず移住者を、まず来てもらった方が、いろいろ宣伝してもらおうというのが一つのやり方だろうというふうに思っております。

それから、御意見をいろんな方にも聞きたいし、さっき申し上げました移住者にも中に入っていて、それと町民の中にもイタリアーノひらおをどうにかしたいという方、結構いらっしゃいます。そういう方と一緒に、何かそういう懇談会みたいなものをぜひつくって、みんな意見を出し合いながら、じゃあこれをやってみようかというふうな形で町民の皆さんと、行政も中には入りますが、それと一緒にイタリアーノひらおの今後の展開というのは決めていけばいいのかなと、当然、行政としてやることもあります、町民みんな、このイタリアーノひらおを育てていっていただきたいというふうに思っておりますので、一緒になってやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 住民と一緒にいろいろな取り組んでいきたい。ちょっと私の個人的な実行したことを申し上げておきます。先日、ちょっと平生の荒地をどうにかしたいという思いの人がいまして、それで、そういった有機農法その他をしている先生を呼んで講演会を開くことにしました。普通、こういったものは、そんなに人が集まらないので、すごい心配をしておりましたが、協力隊の人たちや企業人の人たちが一緒に応援してくれて、すぐさまその枠が50人だったんですけど、七十幾つまで詰まってしまって、お断りしたという経緯もあります。

これは、企業人や協力隊の人たちと私たちのやりたいということが、ちょうどクロスした状況だったので、とても力が出た。これがどう変わっていくか、今からこれは一つの取組で、これをどう展開していくかというのが求められていますし、そういった形に、その事業を持っていこう

とは思っております。

そのときに協力隊の人や企業人の人たちとしっかり話もさせていただきました。本当に平生町に対して思いもありますし、やりたいこともある、そういった中で、私たちに住民のサイドで何ができるか。この前、ちょっと役員会がありました。そのときの総会に誰を呼んで話をしてもらうかという話がありました。ぜひ協力隊の人、企業人の人、この方たちを呼んで、1人10分ずつでいいから話をして、各団体が、ひろげよう男と女ですので、各団体のトップがおります。そういった人たちにしっかり話をして、彼らのやりたいことを協力し、私たちがやりたいことを彼らに協力してもらうという流れをつくれると思いましたので、ぜひこういった取組を進めていただきたいということをお願いして、せっかく来られた方たちですので、平生町に根づくような、そんな思いで今回の質問をさせていただきました。ありがとうございました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に申し上げます質問、道路公園の環境整備について、2点お伺いいたします。

光上関線で佐賀の小郡にある道路公園についてですが、現在、公衆トイレが使用中止の状態で使うことができません。これは以前、議会で、水問題、浄化槽の問題、経費がかかる、またいろいろ管理が難しいという理由でトイレの使用を取りやめるということになりました。しかし、今現在も使用はできなくなっている状態です。その後、そのまま放置状態が続いたことで、設備は朽ち、とても不衛生な環境となっております。

町の施策で、交流人口を増やそうと観光事業イタリアーノひらおをPRしている中で、公衆トイレは休憩場所として必要不可欠であります。また、防災の面からも、災害などが起こったとき公衆トイレを整備しておくのは、町民のためにも役に立ちますので、ぜひ公衆トイレを改修し、再び設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、1点目に、ここの管理体制は、どのようになっているのでしょうか。

2点目に、トイレの改修設置することについて、どうお考えかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 秋森道路公園の管理体制及び改修、設置について併せてお答えさせていただきます。

道路公園の管理体制につきましては、山口県と本町が、平成8年4月、維持管理についての委託契約を締結しており、本町において、シルバー人材センターに再委託し、道路公園の維持管理を実施しているところです。

公園の公衆用トイレにつきましては、平成29年10月、配電板の故障により井戸水のくみ上

げができない状況となり、県に修理を依頼しておりましたが、対応がなされないためトイレの使用を中止いたしました。そして、平成30年2月、県に対しましてトイレの撤去及び廃止を要望いたしましたところでした。その後、同年11月、公衆用トイレを管理委託施設から除く一部変更契約を県と締結しており、それ以降、町による公衆用トイレの維持管理は実施しておりません。

現在、公衆用トイレの維持管理は県が所管しており、撤去時期については未定であると聞いております。公衆用トイレを新設する場合は本町の負担となります。

また、平成30年5月の産業文教常任委員会において、県と協議した結果、トイレは廃止の方向で協議を進めることとなったと報告しており、今後も改修、設置について実施する予定はありません。

しかしながら、公衆用トイレの撤去については、引き続き、県に粘り強く要望していますので、議員の皆様方におかれましても、御支援御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 維持管理費は経費がかかりますが、県への要望、もしあれば、私たちが要望してまいりたいと思いますし、町が予算を組み、管理すべきだと思います。

道路公園は草や木はきれいに刈られておりますが、景色がとてもよいところであります。夕日の写真を撮りに来られる方もたくさんおられます。あの辺りでは、とても景色もいいし、カメラを抱えて待っておられる状況が多く見られます。

ところで、海や島がよく見えるように、公園の環境を整えて、今後は平生町のPRの看板を立てるなど、また、イベント会場とすることも可能だと思います。この道路公園を、ぜひどのようにつくっていくのかもお伺いしたいと思いますので、ちょっと町長さん、お聞きいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申し上げましたとおり、秋森の道路公園につきましては、これは県の管理体制となっておりますので、県といろいろ協議をしていきたいと思っております。トイレも改修してほしいと言ったんですが、残念ながら県はできないという回答でありました。引き続き、県と協議して、秋森公園を今後どのような形にしていくのがいいのかというのを、私どもも案を出しながら、県と、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） ぜひ公衆トイレの再開の改修を検討していただきたいと思っておりますので、県への要望をしっかりとお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。日本共産党平生支部と私は、昨年末から今年の2月の初め頃にかけて、アンケートを実施いたしました。今日は、このアンケートに寄せられた意見や要望に基づいて質問を行ってまいります。

まず一番目に、公害対策についてです。

アンケートでは、ある企業の悪臭がひどいため、田布施と平生のどちらに住もうか迷っていたが田布施に決めた友人がいるという意見が寄せられました。また、ずっと以前から田布施や平生に悪臭を与えているという声も寄せられておりました。

第五次総合計画では、工場や事業所から発生する悪臭、騒音、振動などについて、法令や規制基準を遵守して公害の発生防止について努めますとされておりました。企業と公害の防止協定は結ばれておりますか。

決算の附属資料では、大気の測定が、老人福祉センターと役場で毎月行われているとなっております。悪臭の測定については、工場の境界2か所で年間1回とされておりますが、悪臭の調査は頻繁に行われているのでしょうか。また、実態として把握するために、周辺住民から聞き取り調査も必要ではないかと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

御質問の公害防止協定でございますが、町では、町民の生活環境や健康を守るため、公害発生のおそれのある工場や事務所と公害防止協定を結ぶこととしておりまして、騒音や大気及び水質などの環境保全対策や排出の基準を遵守されるよう、現在、6社と結んでおります。

臭気につきましては、悪臭防止法により規制地域の指定や規制基準を設けることとされており、本町においては県の定めた基準となり、協定もこれに準拠しております。各工場においては、自主的な取組を含めて、この基準を超えないよう適正に管理はされていますが、町においても必要と考えられる工場に対しては、年1回、特定悪臭物質と臭気指数の測定を行い、継続して基準値を超えていないことを確認しております。

そして、特に苦情の原因となるのは、嫌な臭いであり、この場合は、臭気指数の測定が効果的とされております。これは人間の鼻を用いて、臭いを計量化、数値化判断するものですが、実際の状況に近い評価を行うことができる方法と言われており、先ほどと重複しますが、この数値についても基準値内であることを確認しております。

日常的な町の対応といたしましては、悪臭に対する苦情が町に入った際には、臭っているときでないと判断できないため、まず職員が現地に出向き、臭気が強いことを確認した場合には、現

場での判断により、事業者への聞き取り等の対応ができるように体制をとっております。

しかしながら、ここ数年は、そこまでのレベルには達していないとの判断であり、関係する可能性のある工場等に対し、運転状況や不具合発生の有無の確認をするといった状況でございます。

住民の方から、悪臭がすることがあるといった意見があったということでございますが、現時点では先ほど述べた状況でありますので、引き続き、今後についても苦情が出た際には、迅速に現地確認を行い、状況に応じた対応を取っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 悪臭のことについては、科学的にかなり正確な調査をやられているということは分かりました。せめて春夏秋冬と四季に応じて、やはりこういう調査はやられるべきではないかというふうに思います。そのことについては、再度お尋ねをしたいと思います。

また、悪臭があるということについて役場に苦情の電話があったときには、すぐ対応して、その事業所とも協議をしたりということで対応されているので、これはこれでよろしいかと思いますが、やはり科学的な調査に関しては、せめて春夏秋冬の四季に、それぞれの季節に1回ずつはされてみたらどうかというふうに思っています。

それから、日本の公害の歴史を見てみると、60年代後半から70年代の初めぐらいにかけては、山口県でも光化学スモッグ情報とかというのが天気予報のときに出ていましたけど、そういう部分は、もう相当改善がされて、そういうものは今頃、最近は全然聞かなくなりましたけど、そういう科学の力で、そうした公害を防止をするという歴史もありますので、この部分についても、やはりそれなりの防止装置はあるのだらうと思いますので、調査回数をせめて年4回ぐらいに増やして、事業所に対しても、ぜひ町として改善の申入れをされるなど、そういう対応をやっていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、県が定めた基準にのっとってやっているということでもあります。

ただ、おっしゃるとおり年間4回ぐらいやったほうがいいのではないかとございまして、過去に、令和3年、2年、元年とで苦情が来たのは1回だけなんです。ですので、苦情が来れば、当然、何回かやっていかなきゃいけないかなというのは考えられますが、今のところその基準を満たしてやっているということなので、差し向きそれで対応させてもらって、どうしてもそういう苦情が多くなって大変だということであれば、それは何回かやっていくというようなことも考えていく必要があるらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 県の定めた基準だということなんですね。ということで、それには今のところクリアしているということでありました。ただ、これからもそういう苦情があるようであれば、それに基づいて回数を増やすこともやぶさかではないということなので、この件については、これで終わりたいと思います。

それでは、次に、米軍機の爆音についてに移ります。

アンケートに寄せられた声を紹介します。「朝早くから夜遅くまで米軍機は通っています。役場にも電話をかけました。今は病院に行き、薬を飲んでいます。岩国市役所に電話をしましたが、町役場にとの話でした。どなたにお願いしたらいいのかわかりません。ニュースを見て、岩国市役所、そして防衛省に電話をかけ、自分の話をしました」、大野にお住まいの80代の方からのお話でした。

また、平生村の60代の方は、「近年、飛行ルートが平生町上空に変わってきていると思います。以前に比べ、騒音も多くなっており、心配しております。米軍から、訓練空域などの連絡は、各自治体にあるのでしょうか」、爆音で健康に異常を来しておられる方と騒音を、爆音を心配される方からの声が寄せられました。

2021年頃から米軍の戦略に機動的戦力運用という概念の下で岩国基地所属の海兵隊の航空機と横須賀を母港とする空母艦載機部隊だけでなく、日本国内や国外の空軍機までもが長期駐留するようになり、岩国では爆音に対する苦情が、空母艦載機がない時期でも増えています。

町長にお尋ねしますが、苦情の電話は受け付けているのでしょうか。根拠を持って米軍防衛省に意見を言うとしたら、騒音測定器を設置して被害を実証する必要があると思いますが、騒音測定器の設置はどうでしょうか。柳井市などでも騒音測定器を設置しており、また、周南市の八代では、鶴のいる間、みんなは気を遣っていますが、米軍機はお構いなしのようです。周辺自治体とも協力して、しかるべきところに共同して爆音問題で申し入れることは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町上空付近を不定期的に飛行する米軍機と思われる航空機を目撃することもあり、その機体が発したと思われる音を防音性の高い役場庁舎からも聞き取ることができます。

苦情の電話は受け付けているかとの御質問いただきましたが、現状では苦情の電話は寄せられていない状況です。そのような状況であることから、測定機器を設置して防音測定するということは考えておりません。

しかしながら、多くの町民から苦情が寄せられる状況となり、町民の健康や生活環境を守る観

点から、国や米軍に対して何らかの措置等の要請を行っていくこととなった場合には、航空騒音の早期解消を強く求める根拠として活用するため、騒音測定装置の導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、周辺自治体とも共同して申入れをについてお答えいたします。

航空機の騒音は、飛行する高さに影響されますが、米軍機や自衛隊機、民間機等の飛行に関しては国が所管しており、地元自治体には飛行に関する許可や管制の権限などはありません。

また、米軍機については、中国四国防衛局岩国防衛事務所によりますと、軍事的な問題で国と国との話でもあるため、運用上の理由から飛行計画や経路などの飛行情報を入手することは困難な状況となっています。そのため、騒音被害の改善を図るためには、住民の皆様からお寄せいただいた苦情や航空機騒音測定装置による測定結果等を基に、中国四国防衛局岩国防衛事務所を通じて申入れを行うしか方法がありません。

今後、多くの苦情が寄せられてくるような状況であれば、苦情の件数や騒音の状況を確認しながら、周辺自治体と連携した対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） アンケートに寄せられている声として、米軍機の爆音が気になるというのは相当な割合になっております。今日ちょっと手元に資料を持ってこなかったのだけれども、ここでもあるように、役場にも電話をしたと言われるんですよ。ですから、せめてこれからは、そうした米軍機の爆音とかについての苦情の電話とかがあったら、やはり一応受け付けて、どの程度の苦情の電話があったかというのはデータとして数はカウントして残しておくようにしていただきたいと思います。

これから、さらに三沢基地のF-16が岩国で訓練をするとか、ハワイの飛行場のF-22戦闘機が岩国に1か月駐留して訓練をするとか、B-1爆撃機が岩国に飛来したとか、そういう傾向がますます強くなってくると思いますので、少なくとも町民から苦情の電話を一応受け付けて、そしてその苦情の数を掌握するという体制だけはとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 苦情の件数につきましては、私どもで把握できるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 苦情の件数は把握したいということなので、よろしくお願ひいた

します。

それでは、3番目に、学校給食の今後の方向性についてお尋ねをいたします。

学校給食の今後の在り方について、町長は、田布施町に共同調理について申入れを行われました。12月の初めの頃だったと思います。私は、新庁舎の起債の償還のピークが過ぎる令和16年までは、平生町の学校給食の在り方として、今のそれぞれの自校方式のままの現状で推移をするのが一番いい形ではなかろうかと思っています。

給食は、町内の多くの方々に関わっておられ、経済的な波及効果もそれなりのものが町にもたらされていると思います。町のにぎわいを維持するのに大いに貢献しているものと思います。町単独で給食センターの建設でも、こうした経済波及効果は維持できると思いますが、現状では、財政上、厳しいかと思っています。ですから、今の現状で、これからも令和16年頃まで推移をされるのがよかろうかと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

そして、給食に関わる職員さんたちは、古い施設ではありますが一生懸命仕事をされ事故もなく安全な給食を作ってこられました。この間の動きについて適切な情報提供があったのでしょうか。不安な中での仕事はきついものがあると思います。自分たちの職場がどうなるのか、これからは働き続けられるのか、そういうことについて適切な情報提供を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず、新庁舎の起債の償還のピークが過ぎるまでは各校の給食施設というお考えについて、お答えをさせていただきます。

現在、本町が抱えております起債の償還は、新庁舎建設分だけではないことから、町全体の償還額の推移を確認したところ、本年度をピークとして下方に転じるとのことでした。しかしながら、国道188号線柳井平生バイパス関連工事や、周東環境衛生組合におけるごみ処理施設の整備など、こうした大型事業が控えていることを考慮しますと、本町の財政事情は依然厳しく、状況は今後も大きく変わらないと考えられます。

施設の状況につきましては、過去の答弁の繰り返しにもなりますが、平生小、平生中の給食施設は、両施設とも建設から50年以上が経過をしております。学校給食衛生管理基準に適合していないところがあります。加えて、おおむね15年が耐用年数とされている調理機器につきましても、耐用年数を超えているものが多くございまして、そのほか壁の剥離や雨漏り、湿気の多さ等が調理に当たる職員の方々からも寄せられている状況が続いています。

関係機関からは、学校給食衛生管理基準に照らし合わせた改善について進められている点も多く、また、来年度には、平生小学校の給食室厨房改修として黒カビや雨漏り等への対応を行う必

要があると考えておりまして、こうした対応を行いましても、調理員の細心の配慮によりまして事故やトラブルを回避していかなければならないという状況は続いてまいります。

令和何年度までに施設が崩れたり、調理機器が壊れる根拠、これを示すことは大変困難ではございますが、現状からは、給食施設の限界は既に迎えていると言えるのではないかと考えられます。

また、こうした現状にあつては、機器の保持や食中毒等には細心の注意を継続してまいります。何かしらの事故やトラブルが発生した場合には、長期間給食が提供できない、こういうことも考えられ、そのほかの影響も想定がされるところでございます。

こうしたことから、安全かつ安心できる学校給食、これを基本と捉えまして子供たちのことを第一に考えますと、できるだけ早期の給食施設のきちんとした対応、これが必要であると考えておりまして、これまで3つの選択肢に絞った上で、第1の選択肢としてお示ししております佐賀小学校は自校式を継続し、平生小、平生中学校分は、他の自治体との共同運営で賄う、この考えに変更はございません。

続いて、学校給食に係る職員への適切な現状報告について、この御質問でございます。各小中学校それぞれでの自校給食の継続につきましては、校舎の構造的な問題や用地確保、コストの問題などから不可能と判断し、このことについては、議会や町民説明会、広報などを通して、町民の皆様にはお伝えをしてきたところでございます。

令和3年6月実施の説明会には、調理員の方も出席をされていますので、完全自校給食継続以外の案になることで、自分たちの職場の勤務体制が大きく変わることに不安を持たれてきていると思います。

こうしたことから、町職員及び会計年度任用職員として調理補助をお願いしている方には、個人面談という形で、その時々情報は伝えてはまいりましたが、いつからどういう形態に変わるかの決定がされていないため、関係する皆さんの不安を払拭するだけの情報は伝えることができない状況にあるというのが現状でございます。

今年の2月上旬にも各校を回りまして、個別に面談を行っております。その時点で、不安をお持ちであるということもお聞きをしておりますけれども、今の時点では、令和何年の何月に皆さんの勤務形態が変わるということは申し上げることができないと。できるだけ早期の給食施設の対応と考えてはいるが、最短早期であっても実際の運用まで1年以上はかかると思われる。正確な情報をなるべく早く出すようにするので、今までとおおり給食調理に当たってほしいというようなことを伝えているところでございます。

町教委では、引き続き、学校給食に係る職員を含めまして、関係者には適宜適切な情報提供に務めてまいります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初の私の質問のほうについてなんですが、5年以上が経過をして、耐用年数についても、いついつというわけではないけど、かなり厳しい限界が近づいてきていると、そういう内容であったと思います。

先ほど教育長さんも答えられましたけど、今年の予算で平生小学校の給食室の調理室の雨漏りとか、剥離だとか、それから天井のほうの改修もされるような予算も計上されております。

ただ、新庁舎の建設の起債の償還が過ぎるのが平成16年というのは、そのとおりにんですが、ただそれを過ぎたからといって、ほかのも、柳井の焼却場のこととかもあるし、決して楽な時期は来ないんだというふうな答弁でありました。

しかしながら、財政的にいい時期は来ないというのはあるんですけど、やはり新庁舎の起債が過ぎるという頃までが、平生町にとっては厳しい時期ではなかろうかと思っておりますので、今、平生小学校の給食室も延命化をされるというようなので、改めて、もう少し時間をかけて、自校方式の継続を踏ん張っていくべきではないかと思っております。

安全な給食を子供たちに提供するというのが何よりも一番大事なキーワードなんですが、ただそれを一番に大事にしながらも、やはりこの平生町という町を、どう維持していくかという視点からも、学校給食には、一次産業も、そして燃料供給される方たちも含めてですね、いろんな方が関わってきておられます。そうしたこともよく考慮しながら検討を進めていただきたいというふうに思っております。それで、そうでないと、どこかの町との共同調理ということになると、こちら側の思いがそのまま通じるわけではなしに、今、平生町の給食に関わっている業者の方たちも関われるかどうかというのも不透明なところもあります。そういう点では、私はあくまでも今の自校方式を当分の間、存続するということがベストではないかと思っております。

それから、こういうことがどうなるかちゅうのがはっきりしないときに、職員や働いておられる方々に、どうなるんですよということを説明するのは、なかなか難しいものがあると言われましたけど、それはそのとおりでろうと思っております。その辺で、どういう話し方がいいのか、私もちょっと分からないところがありますけど、今こういう議論がされているけど、どうも結論が出るのはまだですよぐらいの話しかできないかと思っておりますが、ちょっと、何ていうか適切に寄り添って、お話をしてあげてくださいというしかありませんので、そういうふうをお願いをしておきたいと思っております。

最初のほうで、もう一度……。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。ですから、再質問の答弁から始めます。2時15分再開いたします。

午後2時06分休憩

午後2時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、学校給食の今後の方向性についての再質問にお答えをさせていただきます。

今お話しにもございましたように、給食にかかるいろんな方々の関わり、これも含めてお考えは理解をしているところでございますけれども、先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、来年度には平生小学校の給食室厨房改修として、黒カビ改修や雨漏り等の対応を行う必要もございまして、現状からは給食施設の限界は既に迎えているとも言えるのではないかというふうにも考えているところでございます。

こうした現状にあつては、機器の保持、食中毒など細心の注意を調理員の方々と協力して継続してまいりますけれども、何らかの事故、あるいはトラブルが発生した際には長期間の給食が、やはり提供できないということ、このほかにも影響が想定されることもございます。そうしたことから、やはりですね安全・安心、この学校給食を基本と捉えますと、第一に考えますと、やはりできるだけ早期の給食施設のきちんとした対応が必要であると考えておりまして、考えには変更は現在のところございません。

それと、あと学校給食に関わる職員の方々につきましては、引き続き面談等を行いまして、現状についてしっかりとお話をし、また不安についてはお聞きをしながら、こちらのほう面談のほうで対応して続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、教育長の答弁について、給食施設のことについて実態のお話もありました。それで、今年は何年小学校については、そういう改修で対応するけど、これがいつまでということにはなりませんよという話ではなかったかと思っております。かなり限界には来ているという、全体的にそういう話だったというふうに思っています。そういう話も私も理解はできますが、一番基本はやはり安全な給食を提供するというのが一番基本になりますけど、引き続きやはり町のいろんな方々が関わっていることも、やはり何というか、受け止めながら対応していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは次の、阿多田交流館の活用についてお尋ねをいたします。

阿多田交流館について、平生町のホームページでは、解体された旧基地の一角に平成16年11月6日に開館しました。館内には、当時の状況を把握すると同時に、平和の大切さを再認識し、この事象を次世代へ伝承していくことを願望し、これらの歴史的変遷を物語るものや水中特攻隊の資料、若き隊員たちの遺品や遺墨など、約400点を展示していますと紹介されています。

また、潜水学校の建設にあたって、恐らくは半ば強制的であったろう、あの地域に住んでおられる方々の立ち退きについても触れられ、紹介をされております。

戦後50年ということで、平生町でKRYの磯野恭子さんが、平生町の武道館で講演を行われました。この頃は、まだ多くの戦争体験者がおられました。

しかし、今となっては、平和の大切さを伝えるものとして、こうした施設の果たす意義は大きなものがあると思います。本町の小中学校の子供たちへの平和教育への活用は意義あるものと思いますが、いかがでしょうか。また、私も回天のことなどを聞かれたときには、阿多田交流館を紹介していますが、コロナで休館が増えた時期を除いて、毎月100名前後の方が来ておられます。少なくない来館者数だと思いますが、ホームページでの掲載などPRの工夫についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、阿多田交流館の活用についての御質問にお答えいたします。

まず、阿多田交流館に関わる答弁の機会をいただきましたので、はじめに阿多田交流館とその周辺のこれまでの変遷について御説明をさせていただきます。

半農半漁を中心に、のどかで平穏な日々を送っていましたこの阿多田交流館があります阿多田半島周辺は、昭和16年に勃発しました太平洋戦争の翌年、旧海軍の軍事基地となりまして造成工事が始まり、昭和19年には大竹潜水学校柳井分校、平生回天基地が開校、その翌年には水中特別攻撃隊の特殊潜航艇「蛟龍」「海龍」と「人間魚雷回天」の訓練基地へと大きく変容をいたしました。

そして戦後の昭和23年からは、若い受刑者の更生と社会復帰のための矯正施設、新光学院として利用されていましたが、施設の老朽が激しく、昭和53年の業務停止の後、平成13年には施設が解体となりました。そして平成16年11月6日、解体された土地の一角に文化や歴史と触れ合う場として、阿多田交流館が建設され開館をしています。

先ほど議員からホームページの紹介をいただきましたとおり、阿多田交流館の館内には、当時の状況を把握すると同時に、平和の大切さを再認識し、この事象を次世代へ継承していくことを願望して、これら歴史的変遷を物語るものや、水中特攻隊の資料、若き隊員たちの遺品や遺言など約400点を展示しています。

それではまず、町内小中学校の平和教育への活用に係る御質問についてでございます。これまで継続して行っておりました、小学校のふれあい遠足や中学校のふるさと体験学習、町内学校への新転入教職員研修会などにより、阿多田交流館を児童生徒や教職員が訪れる機会を作ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一部中止となっているという現状が今ございます。

今年度については、小学校では平生小学校と佐賀小学校の4年生で実施したふれあい遠足の中で希望者が来館し、平和についての学習を行い、また平生中学校の2年生が総合的な学習の時間を使って、阿多田交流館を活用するとともに、熊毛南高校の1年生についても来館し、活用しております。平和について考える貴重な機会となっております。

さらに、町内だけではなく町外の小中学校、高等学校からも、毎年多くの児童生徒に来館いただいている状況もございます。

また、終戦を平生回天基地で迎えられ、令和元年に74年ぶりにこの阿多田交流館を訪れられた岩田元吉さんから、令和3年には無意味な戦争を繰り返さないためにも歴史を学んでほしいという思いから、平生回天基地のことや阿多田交流館訪問について書かれた書籍の御寄贈をいただいております。このことについては新聞等でも報道されていますが、この書籍について小中学校への配布を行い、阿多田交流館と平和について考えるきっかけとして活用もしてきたところでございます。

また、令和2年度中には、児童生徒用に館内説明マニュアルを交流館指導員と協議を重ね作成し、現在その活用をしているところでもございまして、今後も町内の小中学校及び高等学校の児童生徒に来館してもらえるように、声かけやPR等を行ってまいりたいと、このように考えています。

次に、ホームページへの掲載などのPRの工夫についてという御質問についてです。

現在、本施設の周知については、町ホームページを活用いたしますとともに、町観光協会と連携した観光協会のホームページやパンフレットへの掲載のほか、広島広域都市圏イベント情報紙「りーぶら」への掲載や、コープやまぐち周南・周東地区平和ネット作成の「山口県版戦跡マップ回天ゆかりの地」での紹介など工夫をしてきているところでございます。

また、今年度、令和4年8月10日から令和5年2月12日に開催されています、一般社団法人山口県観光連盟が実施主体の県内19市町のコースを巡る県内周遊イベント「やまぐちのナゾさんぽ」——これはコースのスポットを巡りナゾ解きをして回るものでありますが、阿多田交流館はこのスポットの一つとして、期間中には多くの来館者があったところでございます。

町教委といたしましては、今後も多くの方に来館いただけるように、ホームページ等を活用するとともに、広域の情報誌に紹介するなど、引き続き工夫した情報発信に努めてまいります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、丁寧な説明をいただきました。私が思っていた以上に、いろんなところで児童や生徒さんや学生さんたちがあそこを訪れて、今の平和の上が何に成り立っているかとかについて、あそこでいろいろ、あその説明をされる方々の話を聞かれているということで、ぜひそういう形でこれからも活用していただけたらというふうに思っています。

それからPRについても、そういう方向でぜひ引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、次に最後の質問になりますが、買物や病院通いなど交通手段の確保について、私が実施したアンケートでは193通の返信があった時点で、70名の方が買物や病院通いの交通手段の確保を要望されていました。行政でも交通の不便な地域にスーパーの移動販売者の乗り入れをあっせんしたり、宇佐木や佐賀地区のお出かけ支援などに取り組んでこられました。

また、福祉タクシー券についても多くの人に喜ばれていますが、今年の予算も増やされておりました。福祉タクシー券について、町の中心部から基本料金に、もう一、二メートルで病院や買物に行けるんだと、町の中心部からはそういうところで病院や買物に行けると思いますが、その程度ではどうにもならない地域があると思います。そうした地域の人たちも救えるように、福祉タクシー券について、基本料金に少し足したくらいでは、病院にも買物にも行けないような地域の方々に対してどう対応するかというか、充実についてお尋ねをしたいと思います。

それから、佐賀や宇佐木では地域交流館で、大野では地区の社協で高齢者などの病院、買物への手助けを行っておられますが、運転手の方がボランティアになるため、継続に不安の声があることをお聞きしております。柳井市ではデマンドタクシー、日本語でいえば予約式タクシーが導入されていますが、平生町でも導入が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 福祉タクシー利用助成事業でございますが、昭和56年度から実施しておりました平生町心身障害者福祉タクシー利用助成事業と、平成23年度から実施しておりました平生町介護サポートタクシー事業を、平成31年4月に統合して一つの事業といたしました。

本事業は、心身に障害のある方や高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、通院や買物等の移動手段を確保し、生活行動範囲拡大の促進及び福祉の増進を図ることを目的としております。統合前は、対象者を心身に障害のある方、要介護・要支援認定を受けている方としておりましたが、統合後は75歳以上の高齢者まで拡充し、本人及び同居している家族が運転免許、車両を所有していない方を対象としましたタクシーの初乗り運賃を助成しており、タクシー利用券を年間24枚交付いたしております。

事業開始以降、交付人数・助成金額ともに毎年増加しており、特に交付人数のうち、高齢者については制度開始の令和元年度と比較して50%の増加となっております。

また、交付した割引証の利用率についても元年度は約54%でしたが、3年後は66%と増加しており、高齢者の増加と高齢化に伴う身体能力の低下や高齢ドライバーによる交通事故の増加により、運転免許を返納されるケースもありますので、福祉タクシーのニーズが高まっていると考えております。

ただし、議員の御指摘のように、本事業はタクシーの初乗り運賃の助成となることから、自宅

から病院や商業施設までの距離により利用者の自己負担額に差が生じており、特に町中心部から遠方にお住まいの方については、経済的負担が大きくなっていることは承知しておりますので、今後利用者の声を聞かせていただくとともに、近隣市町の状況を確認し、また佐賀地区や尾国地区で実施されているお出かけ支援事業等、住民団体による取組についても考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、予約式タクシーの導入についての御質問にお答えいたします。

本町における買物や通院のための交通支援については、現在、福祉タクシー利用助成事業や高齢者お出かけ支援事業を実施しております。通院や買物等の外出が困難となる高齢者や孤立する高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の特性や高齢者のニーズに応じ、外出や買物等の支援を地域住民の支え合いによる共同事業として、令和3年度から高齢者お出かけ支援事業として実施しております。

このように積極的に地域活動や社会参加することができる環境を整えることによって、運動機能の維持・向上や他者との関わりを持つことによる孤立化の防止といった介護予防の観点からも重要な事業だと認識いたしております。この取組は、住民主体の介護予防活動の育成支援を行うことを目的とする地域介護予防活動支援事業を活用し、佐賀コミュニティ協議会と宇佐木コミュニティ協議会の2団体へ委託して行っております。

車の車両を使用し、それぞれの団体で確保しているドライバーによって運行され、今年度の利用状況については、令和5年2月末時点で佐賀コミュニティ協議会の佐賀地区は延べ223人、尾国地区は延べ138人、そして宇佐木コミュニティ協議会については延べ210人となっております。

本事業は地域における高齢者の重要な交通手段の一つとなっておりますが、ドライバーの高齢化等による担い手不足が課題となっております。課題の解決に向けて、民間事業者への事業委託等が考えられますが、住民主体の介護予防活動の育成支援という事業本来の目的からは離れていくという側面もございます。しかしながら、御質問にありますような利用者があらかじめ予約し、指定された場所から目的地まで送迎という、利用者のニーズに沿った交通サービスであるデマンド交通も解決に向けた取組の一つとして考えられますことから、様々な角度から検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それぞれ福祉タクシーの充実についても、予約式タクシーについても、それぞれ福祉タクシーについては充実の必要性があるということも、予約式タクシーの導入についても、そういうことも必要であるという認識は持っておられて、それぞれこれから検討

されるということなので、私も右から左という意味で質問しているわけではありませんので、そうした方向で予約式タクシーについては介護保険との関係も、今話を聞いたらあるようなので、その辺からのところもよく勘案しながら、これから検討を進めていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告書のとおり、有害鳥獣駆除の対策についてと、平生町の躍進について、2問ほど質問させていただきます。

まず最初に、イノシシの捕獲と処理についてお尋ねいたします。現在のイノシシの捕獲と処理状況についてです。高齢者は年ごとに捕獲と処理に困っていると聞いております。捕獲と処理方法について、どのような対策をしているのでしょうか。

また、東部地区で共同処理施設等の建設の話はないのでしょうか。なければ近隣市町で、市町で共同の処理施設建設などの話は持ちかけられないのでしょうか。そして今、イノシシは捕獲した後埋めるらしいのですが、埋めればごみです。適切な処理をすれば食材となります。野山を駆け巡り、農薬のない、もう今タケノコまで食べている状態ですので、一番健康にいい肉かなと思います。活用を考えているかも含めて、以上お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町では、イノシシの被害防止を目的として、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会が編成する捕獲隊員により、令和3年度は402頭、今年度におきましては2月末時点で538頭ものイノシシを捕獲いたしております。捕獲した個体は、鳥獣保護管理法に基づき定められた国の指針では、原則はその全量を持ち帰るとあり、やむを得ない場合には適切に埋設処理をしなくてはならないことになっています。

捕獲隊員はイノシシを捕獲した都度、埋設用の穴を掘らなくてはならないため、その労力もかなりなもので、また捕獲隊員の方の高齢化や、とりわけ今年度のように捕獲頭数が多い年はその負担も大きいと聞いております。

さて、捕獲したイノシシの処理は、埋設以外には焼却という方法もありますが、議員が提案されるようにジビエの活用は大きな穴を掘って埋設していたイノシシを、食肉・ジビエとしての価値を見いだすことで、これまで課題でしかなかったものが地域資源となるまさにマイナスからプラスへの転換となるものであろうと思います。

県内のジビエ施設数の状況を見ると、農林水産省のホームページでは10か所にジビエ処理加

工施設がありますが、そのほとんどは民営で小規模に行っているものであります。山口県東部鳥獣被害広域対策協議会においても、過去にジビエ施設が検討されましたが、止め指しから短時間で施設に運び、速やかに加工する必要があることや、質の悪い肉等の処理の焼却コストや運営方法にも課題が多くあり、共同での運用は現実的ではないとの結論でありました。

また、本町においても過去に議会での御提案をいただき、情報収集等を続けているところでございますが、運営面や建設コスト面、運営の中心となる方がいないといった課題が多くあると考えております。以上のことから、現時点においても、行政による設置は難しい状況ではありますが、御提案いただきましたように常にマイナスをプラスに転じることはできないかといった視点を忘れずに、民間での取組への支援も視野に入れながら、情報収集及び研究を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。これは早急な結論ではなくて、こういうふうにできるんだというのを念頭に入れて、ぼつぼつ近隣とかいろんな市町の人たちと話をしながら準備をしていく段階にあるかなと思っています。これは本当にイノシシを捕獲している人の声ですので、質問してくれんかいなあとということだったので、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

2番目の平生町の躍進についてお尋ねします。

議会だよりを読んだ町民と議会を傍聴した町民の感想と評価については、総合計画に基づいた行政と議員の切磋琢磨の意見交換を望んでいる、切望している平生町を愛する町民の声を一例ずつちょっと述べてみたいと思います。

議会だよりを読むのを楽しみに待っている高齢者の方が、「本会議にふさわしい議案を取り上げてほしい、最近レベルの低下と感じている」と苦言がありました。また、傍聴参加した町民は、「反論してばかりで議論は深まらない。時間の無駄」、また「感情を出しての発言は聞きづらく、議会の雰囲気悪くする。町民の代表としての自覚を忘れないでほしい」と厳しい声がありました。

将来平生町を担う子供たち、平生を離れずずっと住み続けたい人、地域を離れ勉強のため大学を卒業後は県内就職を希望している人、都会で働いて退職後は生まれ育ったふるさとへ帰省を考えている人もいます。将来を見据えた住みよいまちづくりをモットーに、平生町が一丸となるよう雰囲気づくりはできないのだろうか、そういう声がありますので、どのようにお考えか、町長さんお話をお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

本町では、令和3年3月に第五次平生町総合計画を作成し、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を将来像に掲げ、その実現に向けて計画的にまちづくりを進めております。総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示したものであり、まちづくりの長期的な展望を住民一人一人と共有するためのものであります。

現在、その計画に基づく取組を進めており、同計画に内包されている実行計画の進捗管理については、行政評価により毎年度点検・検証を行い、その結果を改善策に結びつけて取組を進めている状況でございます。

行政評価の結果につきましては、昨年8月に平生町まちづくり協議会にて委員の皆様へ報告し、御意見をいただいております。いただいた御意見につきましては、各部署にも伝え、今後の施策にも生かしている状況であります。まちづくり協議会後の9月には議会の皆様へ御報告を行ったところであり、町ホームページにも掲載を行い、町民の皆様にも御確認いただけるようにしております。

第五次平生町総合計画の推進につきましては、行政評価によるPDCAサイクルを用いて、成果指標の達成に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。そのためにも、議員の皆様はもちろんのこと、広く御意見をいただきながら多角的に見直しを図り、本町の強みである豊かな自然を守り、まちの魅力があふれ、町民一人一人が生涯にわたって活躍し、幸せを実感できる住みよいまちづくりを皆様方とともに推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 人口減少の歯止めのためにも、農村整備、インフラ、空き家対策、教育、少子化問題など、挑戦しなければなりません。町民、議員、行政、県、国、連携が必要であり、目標に向かって共通理解ができたかと考えております。根気強く取り組むことが大切と思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生町の中にも、いろいろな様々な問題をたくさん抱えております。これは、先ほどおっしゃったとおり、いろいろなものに対して、町民の皆様へ御意見を聞くというのが一番なんですけど、町民の皆様お一人お一人に、なかなか聞いてまいるということは難しいから、議員の皆様が代表してですね、こちらで御質問をいただいているものと考えております。

もちろん、町民の皆様へ御負託を抱えながら、皆さん方が考えていただいていることだと思

ます。これによって、町がますます発展するという事になっているものだと、私は思っております。質疑を通して、いろんな問題点を出していただき、それを行政としてはどのようにして解決していくのかということを含めて、皆さんとともに考えているのが、今の実情だというふうに思っております。

これからも、議会と行政も、もちろん町民の皆様と一緒に、いろんな諸問題の解決を図っていきたいというふうに考えておりますので、これまで以上の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。それでは、平生町躍進について、もう一点は投票率アップの対策についてです。

県議選、衆議院の補選、町議選と選挙が続きます。前回の平生町の投票率は、県内でも低かったと記憶しております。改めて、今回投票率をアップさせるための対策をお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 昨年の7月に執行されました参議院議員選挙におきまして、本町の投票率は県内の6町のうち2番目に低く、近隣の4市町の中では一番低い投票率でございました。

この結果は、令和2年の10月に行われました参議院議員の補欠選挙、それから衆議院議員の総選挙における結果と同様となっております。投票率の低下は、全国的に見られておきまして、各自治体において投票率向上に向けた様々な取組が展開されておりますが、有効性の高い取組はなく、大変苦慮しているところでございます。

本町での投票率向上の取組といたしましては、広報により周知のほか、選挙運動用ポスター掲示場の表題につきまして、昨年の町長選挙・町議会議員補欠選挙から、投票日、それから選挙名の表示を、遠くから見ても視認がしやすいように変更をしておるところでございます。

そのほか、投票の利便性を図るために、商業施設内の期日前投票所の設置について検討してまわっているところでございますが、二重投票の防止対策が課題となっております、なかなか実現に至っていないという状況でございます。

また、若年層の占める割合が高い自治体ほど、投票率が低い傾向が見受けられるところでございます。進学によりまして、住所地と居住地が異なる場合、住所地の投票所で投票するか、住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続が必要であることが、投票に向けてのハードルを上げ、投票率低下の一因となっていると考えられます。

主権者教育の推進に努めていくことも、投票率向上の対策として重要ではないかと考えておる

ところでございます。本町のような小規模な自治体では、専従の職員を置いていないために、取組の考察や実施に時間を要する状況でございますけれども、引き続きできることから、随時取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

.....

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） まず第1番目の質問ですが、将来を見据えた教育、文化施設の整備についてですが、この質問をする気持ちになったのは、学校給食の施設について問題をこの場で提議してから約4年が過ぎてきております。

結局、一番大事な問題、危ないといいながら4年が過ぎてきております。そこで、いろいろと考えました。考えてみたのは、まず人口の動態それから町の財政、これまで平生町の教育関係者がどういうことを取り組んできたのかの調査もいたしました。

そこでまず第一に、小学校、中学校などの教育施設や図書館、歴史民族資料館、民具館などの文化施設の老朽化や予想される少子化社会を見据え、10年、20年先を目指したこれからの施設の全体大構想を策定する必要があるのではないのでしょうか。その中で、まず一番にその計画の中に学校給食を自校方式で整備する計画を策定することを求めてまいりたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 将来を見据えた教育、文化施設の整備について、10年、20年先の大構想をという御質問についてのお答えをいたします。

町教委では、これまで町内小中学校の施設については、町内にバランスよく配置されており、資産経営の中心となる施設用途であることから、原則として現在の配置を維持していくこととすること。また、小中学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに長寿命化を推進すること、これを基本として考えてきており、現時点においては小中一貫校の設置の考えも含めて将来の学校施設構想の検討には入っておりません。

しかしながら、御指摘のように学校施設については老朽化が進み、平生小第一校舎を除いて全ての建物が30年以上経過をしています。平生小や平生中にあっては既に50年以上が経過して

いる。こういう現状があることに加えまして、今年度のこれまでの出生数はなんとか2クラス維持できる40人程度でございまして、佐賀小学校区の出生数にあっては近年ごく少数で推移しているところでございます。

小規模特認校制度による入学者の数にもよりますけれども、近い将来佐賀小学校では完全複式となることも考えられるということなど、町内の少子化の傾向は今後ますます進行していくと、こういう見込みもございます。

こうした少子化の進行への対応などについては、文科省では平成27年には公立小中学校の適正規模・適正配置の基準、これを見直して、さらに小中一貫及び学校を核とした地域づくり等の手引き、これなどの策定を行っておりまして、また最近では令和3年1月の中央教育審議会答申、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、この中では少子高齢化や人口減少等により、子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育ができるよう学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要である、こういう旨が示されています。

こうしたことから、町教委では町内学校施設の状況や今後の少子化の進行などを踏まえながら、次代を担う子供たちにとっての真に望ましい学校づくりを目指して、町内学校の将来の在り方についての基本的な考えなどの、将来の学校施設の在り方について検討に入る必要があると考えています。

学校給食施設につきましては、現状にあっては安全かつ安心できる学校給食を基本と捉え、子供たちのことを第一に考え、まずはできるだけ早期の給食施設のきちんとした対応が必要であると考えておりますが、将来の学校施設の在り方について検討する際には、学校給食施設に係る、議員がお示しされているそういうお考えや、情勢の変化に柔軟に対応していきながら適時見直しもしていくというような、そういうふうなことも図れるようにしていくことなど、こういったことも含めて検討の必要があると、このように考えているところでございます。

また、町立図書館等の文化施設でございますけれども、町立図書館は昭和42年に、造幣部分は平成3年に建築しています。歴史民族資料館は昭和58年、そして民具館は平成元年に建築しておりまして、どの施設も老朽化が進んでいる状況がございまして。特に町立図書館は既に50年以上経過をし、町の個別施設計画には令和8年から12年に建て替えと、こういう記載もされています。

このように文化施設についても在り方を検討する時期に来ていますので、引き続きこちらのほうも検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 答弁をいただきました。これから私が調査をしたことなり、いろんなお話もして提案をしてまいりたいと思います。

その参考になるのがこの平生町の公共施設の総合管理計画、（管理計画1を示す）これが資料になりましたので、まずこの中でちょっと若干申し上げておきたいのは、庁舎は62年で建て替えたんですが、学校施設は80年と書いてるんですね。学校施設は80年という計画は、この資料を見てびっくりしましたが、これは一応指摘をしておきたいと思います。現状は、先ほど教育長さんからありましたように、施設の老朽化は大変進んでおりますし、いろんな対応をしていかなければいけない状況だと思えます。

そこで、まず第一に人口の状況ですが、教育長さん申されましたように令和4年度の出生数は現在で私が調べたところ46名です。かろうじて2クラスは維持できる状況だと思えますが、いずれ親になる世代の減少、特に女性の親になる世代の減少がこれから早いスピードで進んでいくのではないかと思います。そうすると、1学級35人以上の出生数が確保できないということになれば、各クラス1クラスということになってきます。

そういうことも含めていろいろ考えてみました。10年、20年、例えば10年先を考えれば、もし3年後に1クラスを割れば、10年後には1年生から1クラスになってまいります。それがずっと9年間続けば、全部1クラスになっていきます。そういう事態も考えられるわけですが、人口の動向を見るのは平生町の第五次総合計画の人口予想、もう一つは社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研と呼ばれる調査機関の予想、もう一つは実数です、平生町の。私は平成23年、2011年からの町内の人口動態の一覧表を事務局に作っていただいて、ずっと見てまいりました。

これからの人口動態の状況を見てみると、平成23年まではね、いろいろありましたが30年、40年の間は1万4,000、5,000、3,000代を確保してきました。しかし、2011年、平成23年から1,000人を切ったのが1万3,000人でしたが、1万2,000人を切ったのが7年間で切っております。その後の人口減少は、多分今年中には1万1,000を割るのではないかと思います。今年の1月の人口減少は30人ですからね。そうすると、5年間で1,000人減ったこととなります。これは確かに人口ですから、親になる世代の全体が減ったかどうかは分かりませんが、これは詳しく調査を今後していきたいと思えます。

いずれにせよ、人口は急速に減少して行って、1クラスの状況が想定されると思えます。10年、20年の先の長い構想をつくるためには、どうしても私はそれがこの人口の動態を正確につかんでいく、予想していくことが求められておりますが、第五次総合計画をつくるときに浅本町長は高い目標を持ってやると、そういう表明されましたけどなかなかうまくいかないのが実態ではないかと思います。

ですから、そういった現実も踏まえながら学校で、教育で、文化史全体のことを考えていく必要があると思えます。

次に、財政問題です。先ほどの質問の中で、庁舎の債務返済のこともありましたが、参考までに申しますと庁舎の返済額は、令和8年から先ほどありましたように16年くらいまで約4,000万円、5,000万円の金額がいわゆる公債費で計上されます。しかし、緊急防災事業で財政負担が随分軽くなりまして、国等の援助で年間の一般財源は2,700万円です——約。そして、16年以降は1,100万円ですと推移しますから、教育長さんが申されましたようにこれは別に気にする数値ではないと思います。

平生町で、財政問題で一番悪いのは、下水道事業と都市計画税を取っていないことです。これが一番財政の問題のネックになっております。そこでですね、これも参考に財政問題、話をしておきますが、下水道事業は今度公会計になりましたが、ほとんど大きな投資は終わってまいりました。これからいろんな若干の投資はありますけど、維持管理、ランニングコスト、そういったものが主になってくると思いますから、この先大きな借金は起きないと思いますが、これが大体ちょっとこれに上積みされるぐらいの金額ではないかということで、財政にいろいろと相談をしまして計算をしていただきました。

令和4年度のいわゆる下水道債の返済額は、資本平準化債も含めまして約4億800万円です。それと、漁集の同じように返済額と平準化債の入れてこれが5,200万円ですから、合計約4億6,000万円が今の公債費に計上されております。それが今の現状の借金の返済を考えると、令和14年には4億6,000万が2億3,000万円になります。約2億2,000万円減ってまいります。これ一番ネックになってきた財政が、かなり荷が軽くなると。令和19年には9,200万円、約1億円切るぐらいの金額になってくるんじゃないかと予測されます。

これは、いろいろと聞いてみますと、財政担当者のいろんな努力で交付税措置率が約4割ぐらいいあるみたいなんです。ですから、大体6割ぐらいが一般財源の負担になって、一般会計から下水道会計に繰り入れていると思います。この動向を考えれば、かなりの将来の平生町の財政に対する見通しができてくるのではないかという数値を確認をして、ちょっと安心をしております。ぜひ、検討されておるとは思いますけど、この数字は貴重な数字だと思いますので申し上げておきたいと思います。

それともう一つ、平生町の教育関係者のこれまでの努力です。これはびっくりしましたね。昭和30年1月1日に合併をいたしました。いわゆる1市3村か。それで平生町ができました。新庁舎が、御存じのように昭和35年にできております。

佐賀小学校についてちょっと言いますと、当時佐賀小学校は36年に統合されまして佐賀小・佐合小・田名小が統合されております。そして42年に尾国小学校も統合されておりますが、佐賀小学校が統合された当時の児童の数が614人、42年に尾国小学校が統合しましたが、そのときは342人と、こういう数字が町史に載っております。このときに、一部の学校から合併

に反対する運動がありまして、登校拒否を16日間するという事態も発生して、教育関係者が大変な努力をされて取り組んでこられたんだということに気がつきました。

それから、平生小学校がいわゆる習成小学校・大野小学校・曾根小学校が統合されて、平生小学校ができました。このときには、国の支援や県の財政支援がないために大変苦しい状況でやられておったようです。平生小学校の用地造成には米軍岩国基地第1海兵隊が奉仕で用地造成をしたという歴史もあるようですし、また設立にあたってはいわゆる寄附をかなり強制的に集めて、大変町民のひんしゆくを買ったという歴史もあるようですが、とにかくいろいろな努力をされてくる教育関係者の迫力に町史を読んで感動いたしました。

また中学校についても、戦後の教育改革で中学校ができたわけですが、当時の平生町、大野村、曾根村がそれぞれお金がないですから、中学校を造る。それで、3つで組合を作って中学校を造ることになりました。県は、平生中学校という名前にしなさいという、かなり指導があったようですが、抵抗して当時の平生町の中学校の名前は平生町・大野村・曾根村学校組合立平生中学校という名前で発足をしておりまして、そうして23年の1月、9か月後にはすぐ習成中学校に名前を変えております。

もともと習成中学校にしたいと言ったのを、県の強力な指導があつてこうしたらしいんですが、これもなかなか教育関係者の心意気といいますかね、感じましたね。そうして30年に合併をして、町立になっていくわけですが、佐賀中学校は22年にできておりまして、その後佐合分校もできましたが、また33年には佐賀中学校になっておりまして、45年に平生中学校に統合されました。

これも大変な努力のようで、当時の用地買収それから2年間かけて校舎の設立をしております。実質統合まで2年かかっておりまして、当時の生徒数が462人、佐賀中学校と統合して807人に統合時期はありましたが、2年間過ぎたら549人になっております。その後、第二次ベビーブームと永大木材産業のこと、それから日立団地の造成などでかなり生徒が増えております。これに対応して、教育委員会がいろんな対応してきたことを覚えております。

このように、教育関係者の熱意というのが私は随分と感じました。これ以降、合併以降、大きなそういう教育施設の充実というのが、整備というのはなかったわけですけど、そういう点では今の教育委員会の体制でしっかりとやっぱ歴史も検討されて、熱意を持って将来、先ほど申しましたように少子化対策を含めた大きな学校構想をつくられる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） ただいま議員さんのほうから人口の状況のこと、そして財政問題のこと、そして関係者のこれまでの努力、熱意、この3点についていろいろお話をお伺いしました。

ありがとうございました。

こういったお話をお聞きしながら、歴史をしっかりと理解して熱意を持って、今のそうした問題に対して大きな学校構想をという御質問であったというふうに理解をしておりますが、先ほど申し上げましたとおりですね、そういった歴史の理解とか熱意というものは、持ち続けているつもりではございますけれども、これからもそうしたことに理解を深めながら、先ほど申し上げましたとおり次代を担う子供たちに真に望ましい学校施設、学校づくり、これを目指して、やはり町内学校の将来の在り方に関する在り方についての基本的な考えといったことは、しっかり考えていながらその中で将来の学校施設の在り方について、やはり検討に入っていく必要があると認識を強めたところでございます。どうもありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） これから先の取組をお願いいたしますが、私がこのことをずっと考え始めたのは、光市のひかり学園構想というのが発表されて、これはなかなかすごいなと思いました。でもよく考えてみれば、一番先に進むやまと学園構想というのがもう動き始めたんですが、あそこには小学校が4つあって、もうどうしようもない小学校もできて、やむにやまねず追い込まれていくという側面もあって、ああいう構想ができたような私は感触を持っています。

でも前向きな取組だと思いますから、十分研究されておるとは思いますけど、これから先のやはり1クラス社会、町内が9学級になる。そういった事態を想定をした大きな構想をつくっていく。構想ができて建設が進む頃には、多分そういった状況になっていくと思います。そうすると、学校給食の位置づけも大変大事な問題になってきますから、そういった構想をつくりながら、学校給食施設の問題を順番をつけて取り組まないと財政もできませんので、30億とか40億という金額になっていくでしょうから、全体やれば、そういったことも含めた大きな構想をぜひつくっていただきたいと思います。今考えているのは周防大島町のようにならないかなと思って、羨ましいなと思って今回の質問を終わりたいと思います。

次、行きましょう。今のはそれでいいですから。次に、成人式の在り方です。

教育長の行政報告でありましたように、いわゆる成人年齢に関する報告がございました。また、あと成人式のことやら、小学校の行事なども報告がありました。いろいろ現状の状況は分かりませんが、いずれこの問題には取り組んでいかなければならないという思いから、この問題を提議いたします。

成人年齢は18歳になりました。これまで成人式は、いわゆる二十歳を成人年齢として考えて全国で長い間続けられました。18歳になったからといって、急ブレーキをかけて方向転換をするというのは行政がなかなか苦手な取組です。いずれにせよ、主権者が18歳になった以上、こ

れに対応する行政の取組が必要なのではないかと思っておりますので、その方向をお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 成人式の在り方についての御質問にお答えをいたします。

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます」と、このことを趣旨として1月の第2月曜日と定められています成人の日につきましては、令和4年4月から民法の改正で成人年齢が18歳に引き下げられたことから、成人の日の対象年齢について、これについての検討が必要となりました。

自治体ごとに決めるこの対象年齢についての全国の状況でございますけれども、現状としては二十歳を対象に開催する自治体がほとんどでございます、18歳成人式を行う自治体は大分県国東市、三重県伊賀市そして宮崎県美郷町の3か所しかないと言われております。18歳成人式を実施した自治体にあつては、その理由について民法改正による成人年齢引き下げにあたり、成人式は誰のために何のために行う式なのかと、などについて検討し、その結果、各種の権利や義務が発生する18歳に対し、成人としての自覚、責任感、そしてその心構えを促すために18歳で開催することに決めたとございまして、開催時期を5月や8月等にするなど、いろいろな工夫をされています。

本町では、対象年齢の検討にあたりましては、令和2年1月の成人式参加者87名を対象にアンケートを実施しています。その結果につきましては、令和2年8月31日の全員協議会で御説明をしておりますが、「二十歳のままでよい」が85.9%、そして「18歳に引き下げたほうがよい」これが14.1%という状況でございました。また、開催時期につきましては「成人の日前後がよい」が87.5%、そして「お盆の前後がよい」6.4%、「その他」6.4%、このような状況でございました。

この結果も受けまして検討を行い、主に3つの理由、1つは18歳を対象とした場合、進学や就職の準備などで進路選択の時期でございまして、本人や家族にも大きな負担となり、参加できない人が増える可能性が高いこと。そして2つ目に、飲酒や喫煙など全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢が二十歳であることから、この時期に改めて成人としての自覚を促す機会とするため。そして、「二十歳のままでよい」が約86%と多くを占め、開催時期についても「成人の日前後」という意見が多かったというアンケート結果、この3つの理由から本町の方針として対象者はその年度中に二十歳を迎える人、開催日は成人の日の前日の日曜日、そして名称は「平生町二十歳のつどい」と決めたとところでございます。

対象者につきましては、町民福祉課に住民基本台帳による情報提供の依頼文書を提出しまして、その年度に二十歳を迎える11月1日現在で台帳登録のある人を抽出してもらっています。

また、進学や就職で住民票を移している人については、ホームページや広報ひらお8月号に申し込みをしていただくように記事を掲載しているところでございます。行政報告でも申し上げましたとおり、令和5年度の「二十歳のつどい」の式典では、コロナ禍の中、規模を縮小した上で町長の式辞、町議会議長の祝辞、新成人の代表による二十歳の誓いに加えまして、小中学校の恩師からの激励の言葉、ふるさと平生の魅力PR抽選会を行っています。

なお、選挙権年齢の引き下げを踏まえて、新学習指導要領では主権者として求められる力、これを現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として挙げておりまして、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して育成することとしております。

社会科や公民、家庭科、特別活動などを中心に、文科省や県教委その他関連機関が作成した教材や手引き、そしてパンフレット等を活用したり、また講座を開くなどしてその充実に努めているところでございまして、今後の式典につきましては現状では成人として全ての年齢制限がなくなる二十歳という節目に、平生町二十歳のつどい実行委員さん、実行委員と一緒に企画・運営をして、成人の日の前日の日曜日に実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 熱心な答弁をありがとうございます。そこで3点ほど今まとめてみました。一つは、3つしかないという表現です。3つも、もう急ブレーキをかけて方針を変えたところがあるんじゃないかともとれます。

それともう一つは、アンケートと今の式典の意義です。当然、参加者が答えられたアンケートですから、その主観を反映したアンケートになるんですから、本当に18歳についていいのかどうかというのは若干参考にするにはちょっと甘いのではないかという気がします。それと、同時に主催者がいろいろな理由を持ってやられることは当然ですから、現状を是認するために理由をつくられて行われているという具合にとります。

それともう一つは、いわゆる就職や進学で住民票を移された方も対象になっておる。いわゆる卒業生名簿で参加者を募っておられるという一つの現実ですね。いわゆるよその自治体の住民になっている方の案内なんですよね。それを大きな問題にはしませんけど、そういう意味から考えればやっぱりクラス会的な要素が多い行事が、いつまでも続けていいのかどうかということにもなっていくのではないかと思います。

これは今回問題提議だけで終わっておきたいと思いますから、以上3点十分に今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁いいですね。

○議員（11番 平岡 正一君） いいです。

.....
○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは3点について質問をさせていただきます。

1点目はイタリアーノひらお推進事業について、2点目は町営住宅の入居手続について、3点目は宮の下バス停付近の道路整備についてということで、質問をいたします。

まず1点目、イタリアーノひらお推進事業について、2点にわたりお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、オリーブ、レモン栽培の今後の戦略についてです。これ質問する理由がございませう。後援会活動中のことなんですけれども、あるところでミカン栽培に関わる過去の経緯を男性の方から聞くことができました。

その方が言われるには、昭和30年代、町はミカン栽培を奨励・振興すると言われます。パイロット道路も整備をされた。その後、オレンジの自由化等もありましたが、平生町ではアルギットミカン栽培でコープこうべ灘生協へ出荷をしていた。

ところが、今は見てみいのちゅうて、やっちょる人も随分減った。オリーブ、レモンちゅうて言うても、はあ、今さらはあできんでよのちゅうてから言われました。そのついでに、町はやるときはやれやれやれやれちゅうて言うんじゃけど、できんようになったらほったらかしじゃいねっても言われました。

確かに、令和3年度の決算資料を見ると、柑橘研究会も21名の方の構成で、栽培面積も4.44ヘクタール、販売量も33.88トンというような実績で経緯しておると思います。イタリアーノ、そのミカンの栽培に関わってそういうことを聞いたものですから、オリーブ、レモン栽培の今後の展開について、非常に重要な課題じゃないかなということで思って質問をさせていただいているわけです。

イタリアーノひらおの定義については、朝方の一般質問でも御答弁がございました。イタリアーノひらおのパンフレットについて、少し話がそれるかもしれませんが、少しお話すると、このイタリアーノひらおのパンフレットに掲載してある室津半島とイタリア半島の類似性、これを根拠としてイタリアーノひらおというキャッチフレーズができたわけですけども、実はある友人から連絡がありまして、イタリア半島側にあるフランス領コルストというのが、さもイタリア領のように色が塗ってあるということで御指摘をいただきました。

このことを少し同僚の議員、また私の身近な友人に確認すると、2人とも分かっていたようです。これ今話はそれるという題しましたので、一応このことを調べるときに私の友人が連絡をくれましたので、そのことは申し上げておきます。

令和3年の決算資料にもイタリアーノひらおオリーブ研究会、またイタリアーノひらおレモン

研究会会員数と振興作物推進団体として、町が産業課がこれ事務局だろうと思うんですけど、これ、試験栽培を振興されていると思うんですけども、オリーブの試験栽培また町の振興作物としての試験栽培ですね、これはあくまでも今は試験栽培ということで、阿多田オリーブパーク、名切オリーブファーム等でオリーブ、レモンの栽培事業を試験的にされていることと思います。

今まではちょうど、コロナ禍の時期とちょうど重なり、なかなか思うようにいかれなかったかと思うんですけども、過去3か年間イタリアーノひらお推進事業は、主に町内向けに事業を展開されてきたものと私理解をしております。

今後、コロナ禍を明け、町外にやはり目を向けた展開が必要だと思います。今後のオリーブ、レモンの栽培、促進、普及、商品化、販売経路、これ特に町外どうするかという問題ですね。また、試験栽培からどう脱皮していくか、事業展開を図れるか、町の観光振興策及び農業振興に資するため様々な形でオリーブパーク、オリーブファーム建設されてこられました。

今後の基本的スタンス、またオリーブ、レモン栽培の今後の戦略どのようにされようとしているのか、まず1点目にお尋ねをいたします。

2点目です。題としては本当に必要な成果の指標が出ていますでしょうかというお話です。これ、先ほどのイタリアーノひらおに関わっているいろいろと総合計画を見てもみますと、総合計画の中でもいろいろと観光の活性化、いろいろとまた先ほどもお話が出ましたけれども移住定住の促進、令和7年度の目標値、観光客数目標値は23万人、観光宿泊客数は9,000人、平生町への転入者数は400人という目標数値、いわゆるKPIを掲げていらっしゃいます。

これ、KPIだけを掲げていらっしゃるだけで、必要なこのKPIを下支えとする指標を得るための仕組みはできていますでしょうかというのが、質問の趣旨でございます。イタリアーノひらおの定義とする町の観光振興策、地域経済の活性化を本当に図ろうとするのなら、町外から何人何人が来て、例えばどこの県からですね、もっと深掘りしたデータが必要じゃないかと思います。それによる関連団体の売上ですね、町の——必要な情報が得られる仕組みが重要ではないかと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、第五次平生町総合計画実行計画、いわゆる第2期の総合戦略KPIを例とするなら、その下支えする指標を得る仕組みですよね。これ例えばうっぱいで23万人ということであれば、どういう中身のものを23万人とされているのか。

また、宿泊観光客数においても9,000人はどこから来ているのか、どういう類いで来ているのか、果たしてその来町時期とか、主たる観光目的、仕事か、所用かという詳しい下支えする数値が把握されているのでしょうか。うっぱいじゃあですね、やっぱりなかなか方向性が見当たらないと思うんですよね。私が思うだけで、もっと正確な下支えをする数値目標はちゃんと掲げてますよということであれば、そのことも説明を求めたいと思います。

以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） オリーブ、レモン栽培の今後の戦略についてということで御質問をいただきました。

オリーブ栽培については、イタリアーノひらお推進事業を始める前から、議会の皆様にもいろいろと御心配をいただいているところでございますが、阿多田オリーブパーク及び名切オリーブファームに植栽しているオリーブ約400本は、現時点においては順調に成長している状況でございます。

このオリーブ、レモンの試験栽培については、事業を始める際にも申し上げておりますとおり、イタリアをテーマとしたまちづくりを進める上で、農業の活性化についても新たな可能性を広げていくために取り組んだものでございまして、当該圃場で収益を上げることが目的ではなく、栽培実績を積んでいくための実践圃場としての目的、イタリアーノひらおのシンボルの一つとして観光農園的な役割を果たす目的、将来的にオリーブが平生町を代表する農作物になるようなパイロット農園としての目的といった3つの役割を持たせた圃場として取り組んできたものでございまして、その目的、方向性については現在でも変更はございません。

その上で、試験栽培につきましてもは確実に結実に結びつくまでは最低でも必要と考えておりますし、オリーブ研究準備会等の活動を通じ、栽培技術の習得者についても育成してまいりたいと考えております。収穫するオリーブについては、木1本当たりの収穫量、搾油量、加工経費等の収支予測は行っておりますが、今後これらの予測が実績としてどのようになっていくかも検証してまいります。また、オイル以外の特産品の研究についても、来年度から具体的な取組を始めることとしております。

圃場の管理につきましては、当初は栽培技術を取得したものに一定程度後に管理を行わせる予定としておりましたが、現在も町管理で行っております。こちらにつきましても、個人・法人の区別にこだわることなく、適切に管理できる方にお任せをする方向で引き続き検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、当初掲げた目的の達成に向け、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。

本町の観光振興につきましては、イタリアーノひらおブランドが活かされた観光地づくりや、近隣市町と連携した地域全体で観光振興に取り組むことを基本的方向として取り組むこととしております。そして、そのための取組として、これまで取り組んできたイタリアーノひらお関係事業の継続による魅力あるまちづくりの創出のほか、県や広島広域及び柳井広域市町との連携による取組、観光協会が中心となる観光事業などにより進めることとしており、これらの関連事業の実施により、成果指標である観光客数、観光宿泊者数を増加することを、目標を示しているところ

ろでございます。

この成果指標は、事業を実施したことによるアウトカム、すなわち各種事業を実施した結果を得られたアウトプットを基にして獲得した成果、効果となるものであり、そういった意味からいえば、現時点で設定できる指標として適切であると考えております。その上で、議員御指摘の必要な情報を得られる仕組みについては、各種事業を有効に実施していく上で必要なこととございまして、これらのデータの取得方法については検討していかなければならないと感じているところです。

県内自治体においても、それぞれの特性に応じた観光振興のため、データ分析の活用の動きは出ておりまして、山口県観光連盟においては、既に民間事業者が収集した観光地来訪者等データを購入し、観光振興に活用する検討を行っているところです。しかしながら、これらのデータの購入には高額な費用が必要となることから、本町としても即座に活用するというわけにはいかないと考えております。

現時点でも、収集可能な施設から聞き取りやアンケートの実施などで、データの収集について検討していきたいと考えております。得られたデータの活用により、実施事業そのものの効果が上がると、現在より細かな成果指標設定が可能となれば、指標の内容についても検討を行うとともに、本町のさらなる観光振興にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

それから、K P Iとなる転入者数は統計上把握しており、転入目的についても県が実施する転入者アンケートや、移住施設として町が行っている若者定住促進事業、結婚新生活応援事業、空き家バンク事業の各事業において一定数把握をしております。しかしながら、アンケートにおいては、任意での回答となる部分が部分的な把握にとどまっている現状でございますので、より多くの方に回答いただくよう努めてまいりたいと思います。

また、今後におきましては、これらの統計数値を積極的に施策に反映するよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を4時10分といたします。

午後4時00分休憩

.....

午後4時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは再質問いたします。

1点目のオリーブ、レモン栽培の今後の戦略なんですけれども、着実に進めていかれるということで、聞くところによりますと400本ということで木を植えられたわけですね。それ聞いています。

ただ、今年度やられた搾油ですよ、これ、オリーブも3年目までの木をたしか摘まれて、10キログラムくらいある中で300ccくらい、手をかけられて作られたということなんですけれども、これ今後400本という数量の中から、大体見当も、搾油すればどのくらいオリーブがとれるかというのも分かると思うんですが、これ酸化が一番問題だとかという話も聞いております。

そうすると今度、試験栽培の中でオリーブという果実を取って搾油ということをされると思うんですけれども、そうすると今後手作業でやっぱりやっていかれるのか、しかも今しがたのお話では、研修を積み重ねられた技術を習得された方が、たしか退職をされると思うんですよ。今後はオリーブパーク、またオリーブファーム、これ法人とか個人とか委託して管理するということを言われていますけれども、これ全体としてはどうなるのかということなんですよ。

先ほどのミカンのことを言われた方なんですけど、一般に今後遊休地へオリーブを、植栽を奨励して植えていただくようなことがあるのかどうなのかというようなことを、ですから先ほど申し上げましたけれども心配されているんですよ。はあできんのじゃないかっていうことで。

ですから今後どうするのかという、やはり先をもった目標、戦略ですよ。これがいま一度、今後の戦略について、いま一度お尋ねをいたします。

それと、成果のことなんですけど、2問目の。確かにアンケートを実施したいということで、私も実はそう思います。ただ、なかなか一般の事業者の皆様方が身近にお客さんと接するわけですから、その返答が一番、アンケートを取るのが一番いい方法だろうと思うんですけれども、それがなかなか難しい。

そうすると、アンケートを取るにあたっては、やはり少し助成金なり、町のほうから少し交付するということが今後検討していかなきゃならないと思いますので、ぜひその辺のことを検討していただくことを、これは要望として申し上げておきます。なかなか事業者のサイドで深掘りした指標を取るというのが、一番いいポイントだと思うんですけど難しい。そういうことをするためには、やはり多少なりとも助成制度の活用というものを検討していかなければならないと思いますので、そのことは要望として改めて重ねて申し上げておきます。

1点目についてだけ、再質問させていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

先ほどもオリーブにつきましては400本で、今回取れたのが3年前にオリーブを植えたものの実がなったわけでございます、これから2年前、1年前も植えておりますので、これらも増えてくるというふうには思っております。

また、先ほども申し上げましたとおり、オリーブを搾油しただけでは何も意味はありません。したがって特産品を作っていく、要するに平生町の顔となる特産品を作っていく必要性があるというふうに考えております。オリーブオイルをそのまま売るといことも考えられますが、そんなに量は取れないと思いますので、これを使った何か特産品を、平生町のオリーブオイルを使った何々というような形で特産品を目指していきたいというふうに思っております。

それから、このオリーブオイルを町としてどのようにしていくのかということでございますが、もちろん実証実験ではありますので、オリーブがちゃんとなるということ、証明を平生町でもオリーブがちゃんと実を結ぶんだということの実証がされたわけでございますので、これから農業をされる方がオリーブオイルを作ってみようかな、オリーブの木を育ててみようかなという方がいらっしゃれば、当然私どもも知り得る知識は提供してまいりたいと思っておりますし、本当にそういう形でオリーブ畑をみんなが、町民の方がオリーブの木を植えたいということであれば、私も嬉しくて、要するに平生町に行けばたくさんオリーブの木があるねと、やっぱりイタリアーノひらおといっているところがあるねというようなことになっていけばありがたいと思いますが、何というんですかね、強制的とか、それを作れというような強制的なことはしないで、自発的にオリーブを育てたいという方が増えていくことを、私は望んでおります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 最後に1点だけお尋ねをいたします。

オリーブの今後なんですけれども、これオリーブがなってオリーブを搾油するという作業が非常に手間がかかってお金もかかるということなんですけれども、これ今後も地道に手作業でされていくという理解でいいんでしょうか。搾油機はたしか1つだけだったように記憶しているんですが、これかなり高額だったと思います。この活用方法、また新規の購入等、いずれまた検討する必要があろうかと思いますが、その辺の確認だけをさせていただくと、もう一点、町民が木を植えたいというふうに思えばということなんです。少し言葉尻をとらえるようで申し訳ないかもしれませんが、そうはなかなかならないと思うんですね。ミカン栽培で佐賀、平生の中山間の山腹辺りにやっていて、これ過去町がミカン栽培を奨励・振興してきたけれども、今はもうミカン園も荒れ放題、ミカンバエの問題といろいろ出ていましたから、ほとんど切られてもう放置状態だろうと思います。

ただ、今回の場合は、農地を活用したレモン栽培の実証実験ということですから、分からない

わけではありませんけれども、管理者不在ということがありますから、もしそうならば、産業課のほうで積極的に農地を利用するような振興策も当然考えていかなければならないと思いますので、そのことの課題としては、今ここで一般質問させていただいているときに御指摘だけさせていただきます。

搾油の問題について再度質問、そのことだけ質問させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 搾油につきましては、昨年行ったわけでございますが、昨年場合は町民の皆さんも参加していただいて、オリーブの実を採るところから搾油まで行いました。みんながわいわいしながら搾油したもので、大変私も楽しかったですし、皆さんも喜んでいただけたのかなというように思っております。

ただ、量がこれから増えてきます。そのときに今のままのやり方で、手作業でずっとやっていくのでいいのかどうか、これも含めて検討はしていかないといけないなと思いますし、来年度におきましては2年分、倍になるかどうか分かりませんが、それぐらいでどのぐらいの時間がかかって、どのぐらいの人が必要かということも分かりますので、それを踏まえて今後じゃあどうするかというのも、その搾油機の購入、高い値段だと聞いておりますが、それも含めて検討していきたいと思います。

というのも、オリーブオイル、さっき申しましたとおり、絞っただけで直ちに出荷できるとかそういうものではなくて、やっぱり加工しなければいけないということでございます。特に加工品の中には、食用とするもの、もしくは化粧品やそういうものにも今すごく興味を持たれている方が多いので、食用だけでなく、そういう化粧品とかそういうものにもいろいろ試してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 町営住宅の入居手続についてを質問させていただきます。

題としては、保証人を求める制度を維持する理由をお尋ねをいたします。

質問するに至った経緯、理由を申し上げます。実は町営住宅に入居する手続で、たまたまお二人の方から相談がありました。一人は70歳の男性、自営業をされています。わけあって単身で、町内の民間住宅に入居されております。住所地は町外であります。平生の民間の住宅に入居をされております。

一人は65歳の男性、単身です、会社員。この方は町内にある町外法人、いわゆる町外法人が寮としておりますので、そこにお住まいをされていらっしゃる。この方は、当然住所地は平生町ということ。いずれも民間住宅、また寮としていらっしゃるに住んでいらっしゃる。

町営住宅に、年齢もちょっと高齢者、前期高齢者なものですから、町営住宅に入居希望ということで、お尋ねをいろいろとされてたわけなんですけれども、実は連帯保証人のことで非常に悩まれているんじゃないかと思います。

調べてみますとですね、町営住宅の入居手續については、平生町は連帯保証人をお一人ほど規定されているんじゃないと思います。例外として町長の特別な事情があると認める者に対しては、請書に保証人の連署を必要としないことが、することができるという例外条件もありますので、これを活用されていることもあろうかと思いますが、一応原則的には条例では連帯保証人を義務づけていらっしやいますですね。

それですね、いろいろと調べてみますと、平成30年の3月なんですけど、国土交通省によりますと公営住宅管理標準条例案から保証人に関する規定を削除しているようでございます。低所得者に住宅を提供する目的を踏まえ、公共住宅への入居に保証人を求めない方針を打ち出したようでございます。今後の公営住宅の入居に際しての取扱留意点として、平成30年の3月地方自治法第245条の4項、第1項に基づいて技術的な助言として、それぞれ自治体、特にこの場合は各都道府県、政令市、住宅署務部長宛てに国土交通省住宅局住宅総合整備課長の名で通知が行っているようでございます。

このときの主な論点は、保証人を要する場合には極度額の設定が必要となりますので、これ民法の改正が前提なんですけど、民法の改正が行われたようでございます。連帯保証人を要する場合には極度額、極度額とは連帯保証人が支払う責任を負う債務の上限額をきちんと設定しなければなりませんよというようなことが、民法上うたわれております。

2番についても、高齢者の入居にはいろいろと家賃、収入等の状況を踏まえ、政策的視点から廉価に設定されているのが公営住宅の家賃ということでございますので、入居者に対し公営住宅の趣旨、目的、これを周知啓発に努めて、家賃の滞納があった場合には法令等の規定に従い、所要の措置を講ずることがある旨をあらかじめ理解していただくとともに、実際に家賃の滞納が生じた場合には、滞納額が累積しておよそ支払いが困難となる前に、入居者に対する家賃支払いの督促等の措置を講ずるとともに、民政部局とも連携して収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し、入居者の置かれている状況に応じて個別に、具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど、適正に徴収を行っていくことが重要と考えるということで、この通知はやはり平成の30年同じく、この入居に際しての取扱いでうたわれて通知が行っております。

つまり、この場合は新しい行政サービスの在り方として、民政部局とも連携してお話をしてやっていかなければいけませんよということもうたわれているのではないかと思います。

平生町では、先ほど申し上げましたけれども、保証人の制度、お一人を維持していらっしやいます。これは、それはそれでいいと思うんです、町の選択の範囲ですから。ですから、維持する

理由ということでお尋ねをさせていただくわけですので、その理由についてお尋ねをいたします。
以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

平成29年5月に成立した民法の一部を改正する法律により、個人保証契約に極度額の設定が必要となり、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月から施行されております。また、平成30年3月の国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知では、公営住宅の入居に際しての保証人の取扱いにおいては、事業主体の判断に委ねられていますが、最近の状況を踏まえ、今後公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されることから、標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除することとし、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう配慮のお願いの通知がされております。

これを受け、本町では令和2年4月1日から連帯保証人を2名から1名、その連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる限度額を入居時家賃の6か月分へ改定し、入居者と請書を取り交わしています。

御質問の保証人を求める制度を維持する理由についてですが、入居者の緊急時の連絡先の確保、退居時の現状回復義務、滞納に対しての一定の抑止効果が見込まれることが主な理由でございます。また、保証人が確保できない場合は、平生町営住宅条例第10条第3項に特別な事情があると認められる者に対しては、連署を必要としないこととすることができるとありますが、入居手続の際には連帯保証人が必要である旨を説明しております。

現在、県を含め20の自治体が公営住宅を所有しておりますが、連帯保証人を不要としている自治体が4自治体、連帯保証人を2人としている自治体が5自治体、保証人を1人としている自治体が2自治体、本町と同様に連帯保証人を1名としている自治体が本町を含め9自治体でございます。連帯保証人を不要としている自治体は、国からの通知に合わせて実施しており、必要としている自治体は本町も同様に連帯保証人の存在により、滞納に対しての一定の抑止効果が見込まれるとの理由であります。

現在も滞納整理にあたり、使用料の支払いに応じない滞納者の連帯保証人に納付指導や依頼を行い、納付が進んでいることもございます。現在、公営住宅の請書、連帯保証人制度の改正から3年が経過したところでございますが、現時点でも本町の滞納整理は進んでいない状況もあり、保証人制度は継続しつつ、県内他の自治体との情報を共有しながら調査研究に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 滞納の抑止効果っていうの、これ分かるんですけども、実は先ほども申しあげましたけれども、この公営住宅の入居に際しての取扱いでも民生部局とよく連携して、入居者に対する家賃の早期に講じるとともに、民生部局とも連携して、入居者の個々の事情を十分に把握し、公営住宅の目的を果たすということもうたわれておりますので、その結果、平生町では連帯保証人を一人ということですから、それはそれとさせていただきます。

また、御相談をさせていただきます。私のほうからも通知をしておきますので、理解をさせていただきます。

次に、3点目に移ります。宮の下バス停付近、上り線側ですね、付近の道路整備についてということで、快適な道路整備の計画をっていうことでお尋ねをいたします。これ8年ぐらい前にも一般質問で質問させていただきました。

場所はお分かりになるかと思うんですけども、佐賀小学校の前の横断陸橋のところあたり周辺のことです。質問する理由です。実はセニアカーを利用されている方から、何とかならんかという申出をいただきました。

この方は、伊保木浜崎方面から佐賀交流センター、いわゆる佐賀出張所に行かれるんですけども、伊保木で一旦横断歩道を下り線側に渡って、横断歩道側の下り側の横断歩道渡り交流センターへ行かれるそうでございます。その際、佐賀小前では陸橋の基礎部分が大きく歩道の中を占拠しておりますので、佐賀小前では一旦車道に出て、歩道橋の基礎部分を車道で交わして、その上で歩道へ戻られるそうでございます。

中の道を通ってないというたんですけど、中の町道狭くて、いわゆる境がないというか、境、区切りですね。歩道と車道の4メートル、3メートルの道、車道も一緒に測るので、なかなか恐怖感があるようでございます。安全に行くという場合にはちょっと危険性はあるんですけども、佐賀小のところで一旦車道に出て、歩道橋の基礎部分をかわして、また歩道のほうへ戻るといようなことをされているようでございます。たまたま自転車の利用される方、子供たちとか大人の方もいらっしゃいます。

下り線側の歩道を通るときは、大きく迂回していますので、基礎部分がいわゆる大きく歩道上を占拠していますので、一旦降りないと、あそこのくねったところっていつて分かりますかね。鋭角というか、大きく蛇行するんですよ。しかもコンクリートの基礎ですから、角が体に触れるようなところになります。当然自転車を押して通る、あそこは自歩道の歩道だろうと思いますが、押して通るということをされておりました。

たまたま、またたまたまバスが来たもんで、車道の利用者側の方にとってはですね、あそこはバス寄せがないんですね。実は、これバス寄せがない理由は、また陸橋の基礎部分が大きく邪魔をしているわけです。邪魔っていうことは、過去においてはあれが一番ふさわしいということに

なっていたかと思うんですけども、実は社会環境の変化等によりまして、バス寄せがないために停車中のバスを追い越そうとする場合、反対車線側、つまり下り車線側に利用せざるを得ないような状態ですね。

あそこの道は緩やかなS字カーブでございます。向こうから来る道は上り線になりますのでアクセルを踏む。こちら側もバスを追い越すためにアクセルを踏んでいくと。たまたま事故が起こらないのが不思議なくらいのところじゃないかなというふうに私、これは感想を思いました。

佐賀小学校へ通う児童たちが利用しているのかなということで、教育委員会のほうに確認をいたしました。佐賀小学校へ通う児童のパターンは2通りだそうです。陸橋のところを中心にお話を申せばですね。みつおか医院横の町道下横は県道へ出て歩道を少し渡ります。これは転落防止柵が反対側にあるだけで、車道との区切りのガードパイプ等はありません。10メートルぐらい利用して押しボタン式信号を利用して横断歩道を渡って、佐賀小学校へ行くというような状況です。子供たちが利用するのは心光寺方面から通う、上ってくる子供たちのようでございます。心光寺方面から通う児童は横断歩道橋を利用して学校へ通っていると。

歩道橋を、これどうしてもちょっと環境が変わったっていうか、社会情勢が変わった。車も多い。今後、高齢者もセニアカー等利用されている方もいらっしゃる。どうしても歩道上に障害物があるという状況でございます。一方、車道のほうでもバス寄せがなくて、あそこは学校の前でもございますし、過去においては陸橋が設置された理由は交通事故等の関係でっていうようなお話を私、記憶の範囲の中で覚えているだけでございますので、これが事実かどうかっていうのは今のところ記憶の中ということだけでお話をさせていただきます。

どうしても、これは県が管理する横断歩道橋でございますので、やはり少し町とお話ししていただいて、また県の土木、また県の公安委員会、ぜひとも改良をしていただきたいっていう。そのためにはどうしたらいいかということで、長いスパンをかけてお話しして、財政負担が少ないようにやっていただくように検討していただけないというのが、私の質問とする趣旨でございます。

県のほうではいろいろ調べてみますと、横断歩道橋については長寿命化計画、これを策定して維持・点検をし、ずっと維持するっていう方針のようでございます。この横断歩道橋、県の整理番号は8番。これ建設は1970年だそうです。建設から52年が経過し、健全性の判断区分は2というような計画の中での位置づけでございました。度々申し上げますけれども、県管理の横断歩道橋ですが、基礎部分及び柱が歩道を占拠して、歩道、また車道を走る車の通行にも直接的に影響があるような場所でございます。

改めて申し上げますけれども、県とともに横断歩道橋をできれば撤去、また通学路の安全対策としての施設の計画、またバス寄せの移転を含めた快適な道路整備、これらを併せたことを計画

して当事者とお話をしていただけないかというお話でございます。現状について、町はどう考えておられるか、所見をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

昨日、佐賀小学校の挨拶運動でまいりました際、現地を確認させていただきました。本当にちょっとこれは問題はあるかなというふうなことを思いました。横断歩道橋は、昭和30年代後半から急激なモータリゼーションの進展に伴い、課題となった交通事故対策として全国的に整備が行われてきました。自動車と歩行者を物理的に分離するこの施設は、本町では主に通学路の交通事故の削減に寄与してまいりました。

現在、本町に整備されている横断歩道橋は、佐賀地区の県道23号、光上関線の宮の下バス停付近に、県により1970年に整備された1か所のみとなっております。県においては、横断歩道橋の設置当初、通学児童等の歩行者が安心して安全に通行できる道造りを行ってきたものと思いますが、歩道橋の基礎部分などが歩道の大半を占拠しており、歩行しづらいことが確認できます。

このような交通安全の観点から、支障があると思われる箇所の把握については、町職員が巡回等で行うよりも、実際に歩行される地域の皆さんにしか分からないことが多くあるのが現状でございますが、これまで佐賀小学校の児童、保護者をはじめとする地元住民からの改善要望は把握していない状況でございます。しかしながら、この区間を通行する歩行者等の安全性や利便性を検証するためにも、このたび御質問いただきましたことを契機に、バス停の移転及び横断歩道橋の撤去を含めた道路改良について検討するべきであると考えております。

対策の立案にあたっては、道路交通の安全は道路利用者の生活に密接に関係することから、地域住民や道路利用者の意見を十分反映させる必要があります。そのためにも、警察等の専門的な見地からの御意見をいただきながら、佐賀小学校の児童保護者や地元住民の意見を聴取するなど、地域住民の意見を尊重しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後、この横断歩道橋等につきましては、定期的に現状を確認し、歩道橋の適切な管理、通学路の安全対策及び確保、バス寄せ場の適切な位置への移転など、快適な道路整備を実現できるよう、県に引き続き要望していきたいと存じますので、議員の皆様におかれましても、御支援御協力をお願いいたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第2号 「令和4年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） 補正予算案でよろしかったですね。20ページ、寄附金です。補正額が寄附金1,778万円ということで減額の補正をされていらっしゃいます。これ、一般の寄附金が1,800の減額の特定寄附金、いわゆる特定というのは明治安田生命、それから企業版のふるさと納税とかが入っていると思います。これは12月だったんですね。ごめんなさい。これは過去の分ですね。そういったものです。当初予算と比べますと47%減くらいになりますですね、ふるさと納税のこの減の部分。当初3,800万円で上程をさせていただきました。ふるさと納税に対する考え方なんですけど、改めてお尋ねをしておきます。

住民の皆さん、他の皆さん方が応援しようということで寄附金、いわゆる応援金だと思うんですね、趣旨は。というのが最初平生町は返礼品はないスタイルでずっとやっていたらいいなと思っていました。ここ最近になって、その後返礼品。これ確かに返礼品も地場産業の振興ということで大いに役立っているところは理解をしております。これ、いわゆる寄附金ですから、自主財源ですよ。3,800万円当初計上されて47%減、1,800万円になる。この要因というのは一体何なのかということなんですよね、お聞きしたい趣旨は。やはり自主財源というものを確保ということを考えれば、当然頑張っていたらいいなとしか言いようがないんですけども、もう少し返礼品ではなく自治体の意気込みって申し上げますかね、そういうものをもっとちゃんと前面に出す必要性もあるんじゃないかと思うんです。

いわゆる平生に来る返礼品というのは、平生に地縁のある方、縁のある方ですよ、出身者とか。そういうところで、平生のまちの意気込みって言うかスタンスをきちんと訴えるべきではないかと思うんですよね。そういうことからまた寄附も増えていくんじゃないかな。決していわゆるショッピング、買い物したいけー、これが買いたいけーっっちゃうんじゃないかと、どうも逆になっているような気がするんですよ。最初の趣旨っていうのはそうだったような気がするんですよ。私、思い返すと。

もっと平生のスタイルっていうのを全面的に出すべきじゃないかと思うんですけど、その辺

のところ町長がどう考えていらっしゃるか、お尋ねだけさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、初めの——ふるさと納税というぐらいですから、ふるさとに恩返しをしたいと、小学校、中学校と育ててくれた町に、自分が育った町にぜひとも恩返しという形で納税をしたいという趣旨から始まったものではあります。

ただ、御承知の通り、それがどんどんどんどん少しずつ形を変えまして、返礼品がどんなものがあるのかということのほうに立ちまして、結局、返礼品で皆さんが競争し合うというような形でふるさと納税が今行われているのが現状だと思います。

本当におっしゃるとおり、いいのか悪いのかと言えば、私はどちらかというところあまりいい傾向ではないというふうには思っておりますが、かといって気持ちだけをいただきましょうというんでは、それはやはりなかなかふるさと納税していただける方もそんなにいらっしゃらないのではないかなというふうな私は感じがしております、今一生懸命ふるさと納税の返礼品について、平生町でいいものがないのかなという発掘を一生懸命しておりますし、新たな返礼品になるようなものをつくっていききたいというような考え方もやっております。

実際問題として、そういう返礼品競争については、これはもう今となってはですね、それはやらないというわけにはいかなくて、みんな各市町村、県も含めて市町村ものぎを削ってですね、そういう返礼品に対していろんなものを開発しながらやっているわけでございまして、じゃあ平生町もどうなんだという話ですけど、平生町も一生懸命特産品を作って、先ほども申し上げましたオリーブを使った特産品をぜひとも作ってですね、この返礼品に入れていきたいと思っておりますし、そうすることによって、国内全ての方に平生町にオリーブオイルを使ったものがある、オリーブを作っているんだというのを周知してもらうという1つの材料にもなりますので、イタリアーノひらおの宣伝も兼ねまして、そういう特産品を作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。はい、中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） 45ページ的一般会計予算の45ページ……。 （「今は補正予算」と呼ぶ者あり）一般会計予算は駄目ですか。違いますか。いいですか。

○議長（中川 裕之君） 今は補正予算。令和4年度平生町一般会計補正予算についての質疑ですよ。（中丸和則議員「わかりました」と呼ぶ）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号「令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 介護保険の10ページになります。介護サービス等諸費のところ
で、6,000万円減額になっております。少し減額の規模が大きいのでその理由についてお尋
ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 本日の会議は、都合により延長いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 健康保険課長から答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） ただいまの赤松議員さんの御質問にお答えいたします。

介護サービス等諸費についての御質問ですけれども、これにつきましては、訪問介護、訪問入浴介護、そして訪問看護などに要する経費でございます。予算額にいたしまして、12億1,984万円でございます。これに対しまして、率にいたしまして4.9%の6,000万円の減額の補正をいたしているところでございます。また昨年度におきましては、率にいたしまして5.6%、7,000万円の減額補正をいたしているところでございます。

介護サービス等諸費につきましては、前年度におけます見込額や計画値から推計をして算定をいたしておりますけれども、結果的に余剰が生じているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、説明がありました訪問看護だとか、デイサービスとか、そうした介護の施設のほうは不足して、介護が受けられないで減額になったというわけではないというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） 御質問にお答えをいたします。今、御指摘のありました介護が不足しているというような状況、これにつきましては、昨今のといいますか、コロナ禍におきまして在宅のサービス等については低下といいますか、少なくなっているというところは否認めません、と認識をいたしております。

ただ、減額の規模といたしまして、4.9%というところでございますので、この額につきましては足りないことがあってはいけませんので、ある程度予測といいますか、余裕を見て組んでいるところもございます。そういったところで、今回の6,000万円の減額というところをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和5年度予算の質疑を行います。まず、議案第9号「令和5年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） はい。ちょっと考え方の問題ですが、当初予算の概要、この中にポストコロナ、アフターコロナという表現が出されておりますが、コロナについての認識をお伺いをいたしたいと思います。

まずは一番初めです。1ページの中にあります。それと13ページです。大星山のサイクルフェスタのところ。最初はよいよ一番初めですから、基本的な考え方の基本中の基本のところでございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私も——ポストコロナ、それからアフターコロナ、使い方ですけども、私の個人的な考え方でございますけど、ポストコロナに向けて変化する生活価値観を的確に捉え、要するにポストの——コロナがあったときの生活価値観と変わって、ポストコロナ、要するにコロナはあるけども、コロナを踏まえた生活価値観という言い方だろうと思いますし、これ、あっているのかどうか私もわかりません。私の率直な意見ですが、アフターコロナということはコロナの後、アフターでございますので、コロナ後という趣旨のことではないかなと私は推測しているところでございます。

ただ、どちらにとってもコロナを見据えた生活環境がどうなるかということだとは思いますが、そんなに差異はあまりないんじゃないかなと私は思っていますが、私の意見としてはそういうことでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。はい、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） （聴取不能）と思うんですが、まだコロナがずっと続いております。しかしいわゆるインフルエンザと同じような扱いにもうすぐなっていくというわけですけど、私はこれは、コロナはなくなることはないと思うんですよ。やっぱり共生をしていくっていう——人類がウィルスと共生してくのが当然な表現だと思いますのであまり適切じゃないと思いますから、2か所についてはできたら修正をしてほしいと思います。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） 一般会計予算案の45ページのEV車導入というところが……。 （「大局的見地から」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 裕之君） 大局的見地から質問をお願いします。中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） EV車というのは、エンジンが強い……。 （「それ詳細の質問ですから、予算委員会で」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午後5時02分休憩

午後5時03分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和5年度平生町下水道事業会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」から

議案第23号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第20号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、今回の条例改正によって、国保税は去年に引き続いて今年も値上がりということになります。それで、もともと国の制度である国保なんですから、国保がこれだけ厳しい状況に置かれているというのは国の財政支出が少なすぎるというのが一番の原因だと思っています。国保が都道府県化になるときに、全国の知事会も市長会も町村長会も、1兆円の財政支出を行って、他の保険制度にはない世帯にかける世帯割とか個人個人にかける均等割とか、これをなくすべきだっていうような話がありました。

結局、1兆円が3,400億円で話がついて、それで推移をしてきているから平生町でもこういう状態になってるんですけど、今まで基金を取り崩して平生町の国保税は県下で一番安い時期も——三年前はそうだったと思ってます。でも、その基金っていうのはだんだんと底をつき始めて県が示す標準保険料率に合わせていかざるを得なくなって、去年も今年も引き上げになったんですけど、一番根本的な問題は他の保険制度にはない所得割だけでなく、世帯にかける平等割と個人個人にかける均等割とこれが税の徴収方法の中にあるというのが一番問題だというふうに思っています。そういう意味では、根本的な解決のためにこれからも町長には、町村長会を通じて頑張ってもらって、やはり国保の今の現状をですね、よく国の方に訴えていただきたいと思っています。

私が年収400万円で40代夫婦で中学生と高校生の子供2人がいる家庭で試算をしましたら、今年で平生町で44万4,866円という試算結果になりました。これ同じように協会けんぽでやってみたら、労使折半なんで20万円という、こういう金額が出てきました。国民皆保険制度の一環という中の国保でありながら、他の保険制度とこれだけ差があるというのは大変問題だということで、町長に国に対してこの現状を強く申し入れてほしいということを訴えておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。（赤松議員「要望です」と呼ぶ）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第24号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」及び議案第25号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」を一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月10日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第31、予算特別委員会の設置、日程第32、委員会付託を追加いたします。

日程第31. 予算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第31、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号から議案第14号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第14号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員、中村一幸議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。この後、委員会室で予算特別委員会を開きます。委員の方は御移動よろしくお願いたします。再開は終了次第ということでございます。

午後5時14分休憩

.....

午後5時19分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選

したとの申し出がありましたので、御報告いたします。

日程第32. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第32、お諮りいたします。議案第2号から議案第25号については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月22日、午前9時から行います。

午後5時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 細 田 留 美 子

署名議員 河 内 山 宏 充

令和5年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和5年3月22日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第3号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第4号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第5号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第6号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第7号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第8号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第9号 令和5年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 令和5年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第15号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同

処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

- 日程第25 議案第25号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
日程第26 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第2号 令和4年度平生町一般会計補正予算
日程第3 議案第3号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
日程第4 議案第4号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
日程第5 議案第5号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
日程第6 議案第6号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第7 議案第7号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第8 議案第8号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第9 議案第9号 令和5年度平生町一般会計予算
日程第10 議案第10号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第11 議案第11号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
日程第12 議案第12号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第13 議案第13号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第14 議案第14号 令和5年度平生町下水道事業会計予算
日程第15 議案第15号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第16号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第17号 平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第19号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第21号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第22号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第23号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第24号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第25 議案第25号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第26 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 中村 一幸君	2番 中丸 和則君
3番 中村 武央君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
-----------	------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君	副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君	会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君	
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 ……………	横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん	税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 金岡 泰史君	
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………	吉岡 文博君
建設課長 …………… 友田 隆君	環境政策室長 …………… 山本 和也君

教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において平岡正一議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第25、議案第25号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」までを一括議題といたします。

3月8日の本会議において各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。なお、議案第9号から第14号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告をいたします。総務厚生常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例、事件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。質疑はありませんでした。

以上報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 続きまして、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は3月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」について、環境保全費の危険空家等除却促進事業では、努力により1件の実績があったことを評価したい。この取組は、どのような手順で進めたのかについて質疑がなされ、町外の方については、固定資産税の納税通知書を送付する際に、周知文書を同封している。

また、広報により制度の周知を行った。引き続きいろいろなチャンネルを活用して周知を図ってまいりたい旨の回答がありました。

教育費では、小学校及び中学校において、就学援助費が減額となっている。給食費の無料化に伴う影響と思うが、状況はどうかとの質疑がなされ、主な要因は給食費が11月から無償化となったことである旨の回答がありました。

また、委員から低所得家庭の児童生徒の給食費の支援について、就学援助費で給食費の部分だ

け基準を緩和することが有効な施策であると考えます。新年度から運用が可能なら、低所得家庭の就学を支援する観点から検討してほしい旨の意見がありました。

議案第4号「令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算」では、歳入の水道使用量について、予算1億2,700万円に対して100万円を減額しているが、誤差の範囲内と思う。減額補正の必要があったのかについて質疑がなされ、精算見込みにより減額した旨の回答がありました。

議案第5号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」では、処理施設改築工事2,890万円の繰越の内容について質疑がなされ、補助1件で浄化センターの改築2,500万円、単独として浄化センターの門扉の更新390万円である。また、繰越理由としては、全国的な半導体不足の影響により納期の遅延が生じ、工期の延長となった旨の回答がありました。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありますか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは議案ごとに反対の立場で討論を行います。

議案第9号「一般会計予算」について、「未来を拓き活力に満ちたまちづくり」をテーマに予算編成がなされていますが、子どもの医療費の無償化の対象年齢が18歳まで拡充し、会計年度任用職員の処遇も一定改善され、児童クラブの時間延長、学校給食費における物価高騰分に対する補填、また、道路整備などにも注意が払われており、こうした点については、評価すべきものだと思っております。

しかし、今年度の地方財政計画は、政府方針に基づきマイナンバー予算を始めとするデジタル田園都市構想の推進などを地方自治体に押し付けるものとなっており、本町も例外ではありません。デジタル化の推進がかなり強引な手法で進められていますが、その要となるのがマイナンバーカードです。そして、マイナンバーカードの普及をめぐる2万円のポイントのばらまきや紙の保険証の廃止という脅しなど、常軌を逸していると言わざるを得ません。審議の中で、保険証として病院で通用するのは、一部の病院であることも明らかになりました。

私は、デジタル技術の普及そのものに反対ではありませんが、最大の目的は行政の持つデータとサービスを企業の儲け口につなげるかを財界主導で具体化するものであり、岸田政権が進めて

いるデジタル化は、巨額の税金を投入し、行政サービスの後退や財界への利益誘導と官民癒着の拡大を招く一方、国民には個人情報漏えいの危険や負担増、給付削減が押し付けられる恐れがあり、賛成できません。

次に、議案第10号「国民健康保険事業勘定特別会計予算」について、2018年に市町村国保の都道府県化が行われ、5年が経過しました。今後の区域内の保険料率を統一する方向のようですが、山口県の場合、実施時期はまだ未定の様です。私は、これまで基金を活用して引き下げが行われたことに鑑み賛成をしてきました。しかし、国保は国の制度であり、国民皆保険制度の一環と言いながら、他の保険制度と違い、応能割に加え応益割があり加入者を苦しめています。ここに制度の根本的な問題があると言えます。

全国の知事会も市長及び町村長会も、都道府県単位化の折に、国に対して1兆円の支出を求めました。このことにより、ほぼ協会けんぽ並みの保険税にすることができます。担当する職員の皆さんの苦労は分かるつもりです。また、滞納者に対して繰り返し話をされ、最悪の資格証明書の発行を最小限にとどめてこられました。しかし、他の保険制度並みの保険税に改善することを要求し、反対いたします。

議案第12号「介護保険事業勘定特別会計予算」について、第8期の事業計画が策定される中で、コロナ禍のもと深刻な経営状況にある事業者への支援について介護報酬の引き上げは、わずか0.7%で改善されませんでした。さらに、コロナ禍と物価高騰が、事業者の経営を厳しいものにし、事業者の閉鎖があったことが審議の中でも明らかにされました。ケアマネージャーの不足について、養成のための補助制度がありますが、会議の折に職員の方が改善の意見をあげられたことを何かの話の折に聞きました。職員の方は事業者や介護を受ける方に心を寄せて仕事をされていることであろうと思いますが、事業者への支援は引き続き改善されておられません。また、利用者にとっても利用しづらくなるばかりです。国は利用料の2割負担の対象者の拡大などを計画しており、抗議の意味を込めて反対いたします。

議案第13号「平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、昨年10月から窓口負担2割に倍増が、単身者で年収200万円を超える人には適応され、本町では463名、全体の18%の方が影響を受けています。保険料が全国的に平均7万7,000円と聞いていますが、24年度は、限度額を7万円引き上げて7.3万円にする計画の様です。また、25年度は更なる引き上げが予定されています。また、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者医療制度に負担させる計画もある様です。長い間社会に貢献され、孫などの成長を楽しみに年金で慎ましく余生を過ごそうかという方々に対し、納得できる仕打ちではありません。自助、共助、公助と言いますが、自助そのものの冷たい政策です。減らされてきた国庫負担の増額を求め、討論いたします。

次に、議案第20号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、これまで基金を活用して保険税の引き下げを行ってきましたが、基金が減少し、今回の保険税の引き下げはやむを得ない処置かとは思いますが、制度の根本的な改善を求め、先に議案第10号で討論した同様の理由で反対といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第2号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第8号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを一括して採決いたします。

議案第3号から議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和5年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和5年度平生町下水道事業会計予算」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平生町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第19号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第18号及び議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第18号及び議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第21号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び議案第22号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第21号及び議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第21号及び議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」及び議案第25号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」を一括して採決いたします。

議案第24号及び議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第24号及び議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 同意第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第26、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月8日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは予算13件、条例9件、事件2件の議案につきまして、御議決を賜りまし

て、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「未来を拓き活力に満ちたまちづくり」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本町の固定資産評価審査委員会委員は3名をお願いしておりますが、このうち、令和2年から1期3年にわたりお願いいたしております安村和之委員の任期が本日3月22日で満了となります。

任務の特殊性からも適任者と判断し、再度就任をお願いいたしましたが、御本人の辞意が固く、再任を望まない旨の申し出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任者につきまして、あらゆる方面から総合的に判断いたしました結果、不動産鑑定士の岡村誠士さんを選任いたしたいと存じます。岡村さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、不動産鑑定士として固定資産の評価について学識経験を有しておられ、本町の地域実情にも精通しておられることから適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第27. 諮問第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第27、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は4名にお願いしておりますが、このうち、平成29年から2期6年間にわたりお願いいたしております岩沼光裕委員の任期が令和5年6月30日をもって満了となります。岩沼委員におかれましては、人権啓発、人権相談等において御活躍をいただいているところであります。これまでの積極的な取り組みを考慮いたし、再度推薦をいたしたいと存じます。

岩沼さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、過去には行政相談委員の経歴もお持ちであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけでございまして、岩沼さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聴きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、異議のない旨の回答をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、異議のない旨、回答することに決しました。

日程第28. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第28、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 村 中 仁 司